

平成 28 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 15 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成28年9月15日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第63号 江南市立学校施設使用料条例の制定について

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち

健康福祉部

の所管に属する事項

議案第78号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第79号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第80号 江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第81号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第82号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第83号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第84号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第85号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

議案第92号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第94号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

議案第97号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号 平成27年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第101号 平成27年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第102号 平成27年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席委員（7名）

委員長	森	ケイ子	君	副委員長	東	猴	史	紘	君		
委員	河	合	正	猛	君	委員	野	下	達	哉	君
委員	古	池	勝	英	君	委員	伊	藤	吉	弘	君
委員	中	野	裕	二	君						

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議員	尾	関	昭	君	議員	鈴	木	貢	君	
議員	幅	章	郎	君	議員	藤	岡	和	俊	君
議員	牧	野	佳	佑	君					

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗	本	浩	一	君	議事課長	高	田	裕	子	君
------	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
副市長	佐 藤 和 弥 君
教育長	村 良 弘 君
健康福祉部長	丹 羽 鉦 貢 君
教育部長	菱 田 幹 生 君
高齢者生きがい課長	石 黒 稔 通 君
高齢者生きがい課主幹	町 野 吉 美 君
高齢者生きがい課副主幹	栗 本 真由美 君
高齢者生きがい課主査	葛 谷 美智子 君
高齢者生きがい課主査	安 田 裕 一 君
高齢者生きがい課主査	中 山 綾 子 君
子育て支援課長	中 村 信 子 君
子育て支援課指導保育士	社 本 美恵子 君
子育て支援課主幹	鵜 飼 篤 市 君
子育て支援課副主幹	大 脇 信 之 君
子育て支援課副主幹	向 井 由美子 君
子育て支援課副主査	石 田 哲 也 君
子育て支援センター所長	納 堂 裕 子 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
福祉課主幹	仙 田 隆 志 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	土 谷 武 史 君
福祉課主査	大 池 慎 治 君

健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江理子 君
健康づくり課主幹	鵜 飼 智 恵 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課副主幹	長谷川 真 子 君
健康づくり課主査	須 賀 智佳子 君
保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	前 田 茂 貴 君
保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
保険年金課主査	岩 田 麻 里 君
保険年金課主査	藤 田 明 恵 君
保険年金課主査	加 藤 あかね 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	瀬 上 圭 太 君
教育課主査	千 田 美 佳 君
生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君
生涯学習課主査	田 中 元 規 君
市長政策室長	片 野 富 男 君

地方創生推進課長

坪 内 俊 宣 君

行政経営課長

村 瀬 正 臣 君

行政経営課主幹

平 松 幸 夫 君

行政経営課主査

山 口 尚 宏 君

○委員長 おはようございます。

まだ定刻より少し前でありますけれども、皆さんおそろいですので始めさせていただきますと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

委員会の服装ですけれども、夏季期間中はネクタイと上着の着用は適宜とするよう申し合わせております。職員の方もクールビズを実施されていますので、ネクタイと上着の着用については適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、無線マイクシステムの導入に伴い、質疑・答弁の際にはマイク前面のトークボタンを押してから発言していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、市長さんがおいでですので、御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 8 月 31 日、9 月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、市政伸展の上でいずれも大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 暫時休憩をいたします。

午前 9 時 29 分 休 憩

午前 9 時 31 分 開 議

○委員長 それでは再開をいたします。

本日の委員会の日程でありますけれども、付託されております議案第 63 号江南市立学校施設使用料条例の制定についてを初め 18 議案と、請願第 8 号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を初め請願 4 件の審査を行います。また、委員会終了後には委員協議会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員以外の議員の皆さんが傍聴にお出かけですけれども、発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されておりますので、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決め、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては付託順により行います。

議案第63号 江南市立学校施設使用料条例の制定について

○委員長 最初に、議案第63号 江南市立学校施設使用料条例の制定についてを議題といたします。

この際、議案第63号につきまして委員として発言・採決に参加したいと思いますので、会議規則第118条の規定により、委員長席を副委員長と交代いたします。なお、この後、議案第85号まで副委員長に委員長を交代していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副委員長 それでは委員長にかわりまして本席から、議案第63号から議案第85号の採決まで議事を進めます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、議案第63号につきまして御説明させていただきますので、議案書の5ページをお願いいたします。

平成28年議案第63号 江南市立学校施設使用料条例の制定についてでございます。

江南市立学校施設使用料条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から、江南市立学校施設の使用料の見直しを図るため、制定する必要があるからでございます。

はねていただきまして6ページをお願いいたします。

江南市立学校施設使用料条例（案）でございます。

第1条としまして趣旨を規定するもので、地方自治法第225条の規定に基づき、江南市立学校施設を学校教育上支障のない範囲内において、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として開放する場合における使用料に関し、必要な事項を定めるとするものでございます。

第2条といたしましては利用の許可を規定するもので、学校施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならないと定めるものでございます。

第3条といたしましては使用料について規定するもので、使用料の納付や還付について定めるものでございます。

第4条といたしましては、本条例に違反して施設を利用した場合等の罰則について定めるものでございます。

それでは7ページをお願いいたします。

第5条といたしましては、雑則として、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとするものでございます。

中段をお願いいたします。

別表といたしましては、新たに使用料を徴収することに伴い、施設ごとの利用時間区分及び金額について定めるものでございます。

上段をお願いいたします。

附則でございます。附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成29年4月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた場合、改正後の使用料を徴収することができるものとしてございます。

附則第3項は、江南市立学校照明設備使用料条例を廃止する規定で、この条例の規定により廃止するものでございます。

以上で議案第63号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　数点お聞きしたいんですけれども、まず最初に、学校の照明設備使用料を廃止するとあるんですけれども、これを廃止して、今回、中学校のグラウンドと体育館の使用料にかわったということでもいいんでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　今回、照明設備の使用料条例を廃止しまして、新たに使用料と夜間照明使用料をあわせた形の条例ということで制定を予定しております。

○伊藤委員　わかりました。

あと、多分これは3段階というか、34年、39年と3段階で上がるという形だと思うんですけれども、考え方としては、市はゼロで受益者負担100%という算定根拠だと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　そのとおりでございまして、学校につきましては使用料は受益者100%の区分に該当しております。

○伊藤委員　わかりました。

あと、今回、市のプールを使わずに、小学校のプールを開放されたということで、使用料も今回取られておったということなんですけれども、今回の夏の使用料の考え方として、ここに一般とか小学校とか金額が載せてあるんですけれども、基本的に市民プールと同じような形の開放時間とか、そんなような形でいいんでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　初めに、先ほどの答弁でございましてけれども、受益者が100%とお答えいたしました、50%・50%の区分でございましたので、申しわけありません、訂正させていただきます。

それと、学校プールの部分でございましてけれども、こちらは今の市民プールと同じ時間の区分と使用料金となつてございます。

○森委員　1つは、中学校グラウンドですけど、今の説明でいくと、グラウンドの使用料と照明の使用料が一つになったということなんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　そのとおりでございまして、今回の条例制定で、使用料と夜間照明料をあわせた形の料金の使用料となつてございま

す。

○森委員　そうすると、中学校のグラウンドは7時からしか使えないと。例えば冬なんかはもっと早い時間から使いたいとか、土・日なんかだと早い時間から使いたいとか、そういうことがあっても7時からしか使えないということですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　あくまでも中学校の夜間開放ということで午後7時から9時までと規定するものでございます。

○森委員　市営グラウンドですね、後でやる市営グラウンドの関係でいくと、1時間単位、しかも1基当たり幾らでやるんですけど、今回は4基全部使うという前提で設定されているわけですよ。だから、例えば夏場なんかでいくと、全部使わなくても結構7時過ぎまで明るいので半分使うとかいうようなことも、何でこんなことを聞くかという、前のいわゆる今度廃止する照明設備使用料条例、これでいくと1時間2基につきという計算だったんですよ。それが今度は2基につき780円、30分ふえるごとに2基につき390円ということで、使う人の状況に応じて料金を納めればよかったわけですけど、使っても使わなくても今回は全額払わなきゃいけないというやり方なんですよ。

これは使う人の側からすると、時間も7時というふうに限定するのではなくて、例えば2時間ということにすれば6時からでも使えるわけなので、ちょっとこの設定の仕方は問題じゃないかな、まずいんじゃないかなと思うんですけど。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　委員お尋ねの件は、4基、2基ずつでもいいんじゃないかというお話でございませけれども、利用状況とか実態等を勘案させていただきまして、実態としてはほとんど4基使われるのが常にありますので、今回、2基という部分を除かせていただいて、4基という設定で条例を制定させていただく予定でございませ。

○森委員　あともう1つは、ちょっと今部活もという話も出ていましたけど、日曜日なんかでいくともっと早い時間から使いたいということはあると思うんですけど、それも7時からしか認めないんですか。今までの夜間照明という考え方だったら照明は7時からということでもいいと思うんですけど、冬場だと7時じゃもう暗いから、もっと早くからつけないとだめかもしれないん

ですけど、今回、グラウンドの使用も含めてということになると、もっと早い時間に貸してくれといっても、これだと借りれないということになるのか。その前に借りるのは無料で貸してもらえ、そういう考え方でいいんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 7時からということですが、中学校に限りましては、部活等昼間は利用がございまして、利用者の方には午後7時からという使用区分になってございます。

○森委員 江南市立小学校及び中学校の校庭施設の開放に関する規則でいくと、中学校の校庭は、日曜日・祝日については午前9時から午後9時まで開放とあるんですよ。これは今の答弁とちょっと矛盾するんですけど、平日は午後7時から午後9時までとたしかになっています。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 小学校とかに限ってはありますが、小学校については、昼間の部分、昼間開放については規則の中の遊び場開放という部分で利用していただいております。ただ、中学校につきましては部活があるということで、午後7時からの開放ということで予定をしておりますので、よろしくお願いします。

○森委員 そうすると、この規則のほうも改正するんですか、午前9時から午後9時までとある。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 この条例が可決された後、規則の改正についても予定をしております。そのときに中学校・小学校それぞれ利用時間、それぞれの規則のほうで定める予定でございます。

○森委員 そうすると、すごいその部分でも後退だね。中学校の校庭については、それは学校が使えば貸せませんということにはなるんですけど、中学校のほうが使わないときについてちゃんと調整して一般開放もすればいいと思うんですけど、中学校については夜の7時からしか日曜・祝日も使えないということになると、いろいろ不都合が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

それと、中学校・小学校の体育館ですけど、今まで520円だったものが一気に960円に大幅な値上げなんです。この理由は何でしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 以前は、中学校・小学校の体育館、夜間は照明をつけるということで、実費徴収分という形で電気料相当額を使用料

としていただいていたわけですが、今回、電気料と使用料という形で利用者の方に御負担を願うものでございます。

○森委員　それも矛盾してないですか。中学校のグラウンドについては今まで3,120円でした。2基につき1時間780円というのを4基で2時間にするとなりますけれども、それで3,580円ということです。ここは今まではグラウンドの使用料というのはもちろん取っていなかったし、この計算でいけば使用料も取ってないという考え方になるんですけど、電気代だけが上がったのかなという考え方ですけど、体育館については電気代は電気代、今まで電気代が520円だったんでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　電気料相当分ということで520円と規定をしておりました。

○森委員　そうすると、今回はいわゆる使用料と電気代というのをどういふふうに考え方があるんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　少し内訳を説明させていただきますと、まず中学校・小学校の体育館使用料でございますが、こちらにつきましては体育館の使用料が280円、それと照明代に対する電気使用料相当分が680円、それともう1点、中学校のほうの照明でございますけれども、グラウンド使用料が180円、そして照明料等に値するものが3,400円となるものでございます。合わせますと、小・中学校体育館では960円、中学校のグラウンドでは3,580円となるものでございます。

○森委員　それともう1つはプールですけど、ことし既に8月から開放をやったと思うんですけど、それは使用料はどうだったんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　こちらについては午前・午後の区分でありますけれども、現行の昨年まで行っておりました市営プールと同じ金額でありますけれども、それに今回見直しで、前回までは一般の部で午前ですと100円であったものが120円、午後でありますと一般の部で140円のもので180円、小・中学生の部分でいきますと午前は50円が60円、小・中学生の午後でいきますと70円が90円となるものでありまして、今回、使用料の見直しに伴いまして改めて積算をし直して、このような形を予定しております。

○森委員　それで、この8月はどっちで取ったんですか、ことしの8月は。

- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 こちらは旧の単価で使用料をいただいております。
- 森委員 古知野北小学校のプールのところでその都度お金をいただいているんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 古知野北小学校のプールの入り口付近といますか、校舎の一番北側の部分で受付を設けまして、そちらで使用料を徴収させていただいております。
- 森委員 とにかく小学校・中学校はできるだけ市民に開放されたものということからすると、ここまで厳密に使用料を計算して徴収するということはいかがなものかと思います。電気代、実費徴収分というのはやむを得ない部分かもしれませんが、校庭の使用料まで今度は徴収するということはいかがなものかと思います。
- 野下委員 グラウンドとか中学校の体育館等は団体とかが使うんでわかるんですけど、小学校のプールというのは委託でしたかね。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 プールの維持管理については、この期間、業者委託を行っております。
- 野下委員 6 ページのところの利用の許可で、第 2 条で、施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならないとありますよね。そうすると、小学校のプールを使用しようとしたときには、そこが教育委員会に許可を得なくてはいけないということなんではないでしょうか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 今回、学校が 8 月の前半まで利用しておみえになりましたけれども、それを、同じ教育委員会でございますけれども、今回は体育施設のほうで管理者をかえて、同じ教育委員会になりますけど、管理者をかえて利用ということで進めております。
- 野下委員 ですから、その委託するところは提出しなくてもいいということでしょう、教育委員会のほうがかえてということは。教育委員会が委託するから、教育委員会がそこでもやるよということでは許可を出すということでしょう。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 そのとおり、今回、教育委員会が業者に委託をするわけでありましてけれども、委託業者が代行という形で行っております。

ますので、よろしく申し上げます。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 57 分 休 憩

午前 9 時 57 分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
健康福祉部
の所管に属する事項

○副委員長 続いて、議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、健康福祉部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 それでは議案書の8ページをお願いいたします。

平成28年議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。所管する内容についてのみ御説明させていただきます。

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事務に係る事業運営の安定化を図るためでございます。

はねていただきまして9ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、11ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

2. 民生関係の放課後児童健全育成事務について、「2,500円」とあるものを「4,000円（ただし、7月は4,700円、8月は6,000円とする。）」に改めるものでございます。

9ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。施行期日といたしまして、平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、第2項は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における放課後児童健全育成事務に関する規定の適用は、「4,000円」とあるのは「3,000円」に、「4,700円」とあるのは「3,300円」に、「6,000円」とあるのは「4,000円」とするもので、第3項は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における「4,000円」とあるのは「3,500円」に、「4,700円」とあるのは「4,000円」に、「6,000円」とあるのは「5,000円」とするものでございます。

以上で、議案第64号のうち、所管の改正項目についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員　本会議でもあったんですけど、実際にこの手数料条例を改正しようということはいつ決められたんですか。他の手数料・使用料については、1年前の8月に全員協議会に示されて、1年かけていろんな議論をやってきたわけですけど、今回は、ことしの8月の全員協議会で初めて示されたわけですけど、正式に当局のほうで日程に上がったのはいつなんですか。

○子育て支援課長　正式にというと、全員協議会で御説明させていただいた時期が正式な改正の決定ということでございます。

○森委員　そうしたら、この間に一般市民というのは、本会議でいろいろ議

論があったんですけど、特に保護者の皆さんに対してはどのようなふうに説明されたんでしょうか。

○子育て支援課長　今回の金額に関して御説明という点では議会の上程が初めてでございます。改正について過去に検討をさせていただいた時期がございまして、保護者へのアンケート等の実施を平成28年8月に実施しておりまして、この時点では改正金額についての御提示はございませんが、料金改定についての御意向をお伺いするアンケートを実施しております。

○森委員　ことしの8月にやったのか。

○子育て支援課長　失礼いたしました。訂正いたします。平成26年8月でございます。

○森委員　もう大分前ですね。大分前というのは、どんどんかわるんですよ。だから、26年にやったということになると2年前ですので、大体今まででいくと3年生ですから、その当時の親が半分以上入れかわってしまっているということでもあるんですけど、では、そのときの意見というのはどういうものがあつたか。

○子育て支援課長　そのときのアンケート結果でございますが、料金値上げに関しまして、料金を値上げしても利用したいか、利用しないか、不明かということで、「利用したい」ということでお答えいただいた方が60.8%、値上げした場合は「利用しない」とお答えになった方が5.3%、「わからない」とお答えになった方が33.6%でございました。

○森委員　それは値上げされようが何しようが預けないわけにいかないから、そういう聞き方をすればそういう答えになるのが当然で、むしろそれは逆に言えば、聞いて「わからない」というのが結構多いというのは、値上げされては困るということの反映じゃないかなと、見方によってはですよ。

そうすると、今回についてはまだ保護者に対しては何もやってないということですね。

○子育て支援課長　具体的に直接保護者に対して案内をしているということは、まだ実施しておりません。

○森委員　それは当局の立場からすれば議会で決定されてからということになるかと思うんですけど、使用料・手数料については1年間かけて、実際に

ことしの2月の時点では数字も上げて、大体こういうことでやりたいということで皆さんの意見も聞いてきているわけですし、考え方が大きく今回は変わるわけですよ。1つは、夏休みとかの長期休暇は割り増し料金をいただきますということですから、今までの考え方とは大きく違うので、その辺のところについてはやっぱり保護者の意見をしっかりと聞いてやる必要があるんじゃないかというふうに思います。

もう1点は、この考え方なんですけど、全員協議会で配られた考え方の中で、保護者負担が2分の1、公費負担2分の1、この考え方でやりますということなんですけど、公費負担の中には、当時の説明にもありますけれども、国・県の負担も含めて公費負担なんですよ。この考え方でいっても、たまたま今回は決算ですので、決算の成果報告書によりますと、この間の全員協議会で示された決算見込み額7,669万6,631円というのに比べますと、大きく下がって6,759万7,000円なんですよ、決算額がね。そこからはじいていくと、国が示す保護者負担も3,379万8,000円であります。一方で保護者から集めた手数料というのは、この間、全員協議会で示された金額でいくと2,142万円なんですけど、この決算資料でいくと2,382万円、この中には減免分も含めてあるわけで、減免は政策的な問題ですから当然市の負担になるわけで、これを純粹に計算すると、間違っていたら言ってもらえばいいんですけど、現行の手数料に対する国の示す保護者負担額の割合は56.7%ではなくて、70.4%になるんじゃないかなというふうに思うんです。そういうことからいっても、今回の値上げ案というのはかなり高いものになっていく。

もう1つは、保護者負担と公費負担2分の1の考え方なんですけど、国や県まで全部ひっくるめてこういう計算を江南市はするのかなと思うんですよ。というのは、江南市が出している金額は1,464万6,000円、平成27年度決算でいけば。だけど、保護者負担は2,382万1,000円ですから、江南市が負担している金額よりはるかに市民は保育料を払って預けているわけ。だから、やっぱりどう見るかということからすれば、この折半2分の1という考え方がどうかという考え方はありますけど、百歩譲ってそうだとしても、私は、市の負担と同等レベルというふうなことになっていくんじゃないのかな。だから、江南市の公費負担が全部国や県をひっくるめて、その半分は保護者が負担

しなさいという考え方は、やはり保護者に対してはかなりきつい負担を強いることになるんじゃないのかなと思いますけど、どうですか。

○子育て支援課長　　まず主要施策のほうの決算値でございますが、こちらの歳入額、利用者負担額につきましては、古知野児童館の指定管理料、指定管理で運営している利用者分が含まれております。全員協議会でお示ししております歳入見込み額につきましては、指定管理で運営している古知野児童館分を除いて積算しております。運営費の試算額につきましても、古知野児童館の指定管理料を含まずに積算しております。実際の支出額からフルコストで見えております職員人件費を運営費のほうに加算させていただいております。

○森委員　　そうすると、6,759万7,000円の中に指定管理料は含まない。ほかに何が入っているんですか。

○子育て支援課長　　指定管理料で運営している分の運営費は含まずに、フルコストで見る正規職員の人件費負担分を加算しております。

○森委員　　それはもともとこの中には入っていなかったのか。

○子育て支援課長　　職員人件費は人件費等という事業のほうに整理をさせていただいておりますので、各事業のほうに決算値が含まれておりません。

○森委員　　ちょっとまた改めてこの辺は、計算、しっかりと数字を合わせていきたいというふうに思います。

それと、そういう意味で、この2,382万円の中には古知野児童館の分も入っていますよということでもありますけれども、その分を除いても大体とんとんぐらいじゃないですか、市の負担と。一般財源より出している分には指定管理料の分は入っていないということですから。

○子育て支援課長　　歳入額には含まれていますが、運営費のほうには含まれていないということでございます。

○森委員　　ですので、2,382万円のうち古知野児童館分が幾らぐらいかというのは、今すぐには出ないかと思えますけど。

○子育て支援課長　　古知野児童館分を除いた減免を考慮しない数字としては、全員協議会でお示ししております2,142万8,750円です。

○森委員　　そういうことからいっても、実際には江南市が一般財源として負担している金額よりも、保護者が負担している金額のほうが多いということ

は事実としてあるというふうに思います。

あと、おやつですけど、この金額の中にはおやつは含まれていません。遅くまで預けるということになると、やっぱり給食を食べて次の夕飯までの間にはどうしてもおやつは子供にとっては必要なものなので、今は各自が持ってくるやり方ですけど、栄養面だとか子供同士の関係からいっても、やっぱりおやつは用意したほうがいいと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○子育て支援課長 現行のおやつの提供については今委員がおっしゃられたとおりでございますが、学童を利用する児童については、5時以降、おやつが必要な子供については前日に保護者が学童保育所に預けるという形で提供をさせていただいておりますが、5時以前に退所する児童はおやつを食べずに帰りますので、全員がおやつを食べるということではございませんので、現在の運営方法で実施していきたいと考えております。

○森委員 その辺についても、実際にはやっぱり保護者の意見を聞いていただいて、やっていただいたほうがいいかなというふうに思います。

それともう1つは、減免の問題です。非課税世帯でひとり親しか対象にならないということですけど、逆に言うと、非課税のうちでも、ひとり親家庭の人は減免で2分の1になるけど、非課税で子供を一生懸命育てている家庭は2分の1の減免にならないというのも、これはやっぱりかなりきついことだと思うんですよ。だから私は、非課税世帯については2分の1にする、あるいは2人目以降についてはさらに免除する、こういうような減免規定というのを次これを実施するまでの間にもっと拡充してほしいと思うんですけれども、その点はどうですか。

○健康福祉部長 言われることはよくわかりまして、減免については、森委員さんが言われましたように、いろんな方法があると思いますので、本会議場では、今のところ現行どおりということでやっていく方針でございます。

4月までにはちょっとやれないと思うんですが、4月以降、始まってからまたそちらのほうの利用者の状態とか形態とかいろいろ見させていただきまして、また減免のことについても調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森委員 ちょっとそれはおかしいんじゃないの。これだけの値上げをお願い

いする以上、減免については厳しい世帯についてはこういうふうに拡充しますと、同時に始めるのが普通じゃないんですか、そんな4月になってからなんていうんじゃないかと。

○副委員長 意見ということでよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○野下委員 これは質問じゃありません。議会の中でも、あるいは今までの議会の中でも、いろんな議員からも要望がありました件ですね。今回、値上げという案でございますけれども、それとともに、やはり学童保育所の拡充ということは絶対にこれから必要な部分でありますので、今、少ないと言われております布袋小学校と古知野南小学校につきまして、ぜひこれは、答弁はいただいておりますけど、再度そういった施設等の拡充はぜひ実施をしていただきたいと、改めて御要望を申し上げたいと思います。

○健康福祉部長 本会議でも副市長のほうから答弁させていただいておりますが、古知野南と布袋は小学校4年生をやっておりますもんで、これを最優先としまして、森委員のほうが言われました減免も含めましてまた調査・研究をやっていきますので、よろしくをお願いします。

○野下委員 答弁はもらわなくてもよかったんですけど、調査・研究ではなくて、減免は調査・研究というお言葉だったんですけど、施設については調査・研究では前へ進んでいかないとと思いますが、いかがですか。

○健康福祉部長 学童の施設のほうについては検討してまいります。

○副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第79号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長 続いて、議案第78号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第79号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと関連がありますので、一括審査したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第78号及び議案第79号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、初めに議案第78号につきまして説明させていただきますので、議案書の90ページをお願いいたします。

平成28年議案第78号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、公共施設の受益と負担の公平性の観点から、江南市中央コミュニティ・センターの利用料金の見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして91ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、93ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第8条から第10条までの規定を新たに加えるもので、第8条といたしましては利用料金について定めるものでございます。

第9条といたしましては、納付された利用料金の還付について定めるものでございます。

第10条といたしましては、本条例に違反して施設を利用した場合の罰則について定めるものでございます。

94ページをお願いいたします。

これらの規定の追加に伴い、改正前の第8条の規定につきましては、条を繰り下げ、第11条とするものでございます。

95ページをお願いいたします。

第8条関係の別表といたしましては、新たに利用料金を徴収することに伴い、施設ごとの利用時間区分及び金額について定めるものでございます。

92ページにお戻りいただきますようお願いをいたします。

附則でございます。第1項は、施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置といたしまして、平成29年4月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた場合、改正後の利用料金を徴収することができるものとしてございます。

続きまして、議案第79号について説明いたしますので、議案書の96ページをお願いいたします。

平成28年議案第79号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、公共施設の受益と負担の公平性の観点から、江南市老人福祉センターの利用料金の見直しを図るため、改正する必要がある

るからでございます。

はねていただきまして97ページをお願いいたします。

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、99ページをお願いいたします。

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第8条といたしましては、改正前の第9条である損害賠償を定めるものでございます。

第9条から第11条までは新たに規定を加えるもので、第9条といたしましては、利用料金について定めるものでございます。

第10条といたしましては、納付された利用料金の還付について定めるものでございます。

100ページをお願いいたします。

第11条といたしまして、本条例に違反して施設を利用した場合等の罰則について定めるものでございます。

これらの規定の追加に伴い、改正前の第10条の規定につきましては、条を繰り下げ、第12条とするものでございます。

別表といたしましては、新たに利用料金を徴収することに伴い、浴場1回の利用料金について100円と定めるものでございます。

98ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第78号及び議案第79号についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　確認事項と質問事項1件・1件なんですけれども、まず最初は、この利用料の考え方なんですけれども、市の負担が50%、受益者負担が50%

という考え方ということで全員協議会でお聞きしたんですけれども、それでオーケーなのか。

それと、福祉センターの浴場なんですけれども、1回100円ということで、布袋ふれあい会館は市外の方が20%利用されているということなんですけれども、福祉センターというのは市外の方も見えるのかどうかということと、もし見えたら、例えば割合ですね、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○高齢者生きがい課長 浴場の受益者負担割合を施設の性質別分類からしますと50%・50%ということで、公費も50%出されることになっております。

それと、福祉センターの利用につきましては、市内に居住する60歳以上の方と、その他市長が認める方ということになっておりまして、市外の方の利用は認められていないということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 市外の方の利用は認められていないということで、あくまでも市内の方に限ってということですかね。

○高齢者生きがい課長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 1つは、これは指定管理者の収入とするということになっております。それで、実際に来年の4月からではなくて、これで議案がもし可決されると10月から徴収が始まるわけです。10月からの徴収というようなことは管理業務の中には入ってないと思うんですね、今、指定管理をお願いしているところで。その辺のところはどういうふうになっているのかということと、それから指定管理料が、例えばことしですと3,457万円ですが、平成29年度以降この指定管理料についての変更が、一応精算は精算ですけど、コミュニティセンターの場合は。ですけれども、その点はどうか。

それから、福祉センターについても管理が社協に、指定管理の中に入っているということでもいいんですね、風呂代についてもね。その辺の関係を少し御説明いただきたい。

○高齢者生きがい課長 指定管理で、契約のことで、利用料金が前もって取れるかという御質問ですが、これは規則で、この条例が通りますと規則を改正していくということで指定管理のほうの対応をしていきたいと考えており

ます。

それから利用料のお金の歳入については、一旦は指定管理者のほうに入れていただいて、年度末の精算でそのまま市に歳入されるという流れになっております。

○森委員 規則で改正するというよりは、指定管理者との契約ですから、契約そのものの変更がないとできないと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長 今は指定管理の貸し出し業務ということで協定で結んでいるということですので、その中にまた料金の徴収もお願いしていくということになってくると思います。

○森委員 ですので、その協定書だとか仕様書の変更をいつやることになるんですか。

○高齢者生きがい課長 ことしから契約が新しくなっておりますので、ここから5年間はこのままの契約となっております。

○森委員 仕様書の変更をいつやるのかというのは。

○高齢者生きがい課長 この条例の議決をいただいた後に協定の変更をしていくということになります。実際、料金が発生しますのが12月、3カ月前から予約が発生してきますので、コミュニティ・センターについては12月からで、それまでに整えていきたいと。福祉センターのほうは当日からですから、4月1日からしか発生しませんので、それまでには整えていくということをお願いをいたします。

○森委員 今、お風呂については5割・5割ということがあったんですけど、そうすると実際の経費が幾らかかって、この1人当たり100円というのはどういう計算式で生まれてきたのかというのは。

○高齢者生きがい課長 全員協議会で回答させていただいているのを例にとりて老人福祉センターの浴場で御説明させていただきますと、受益者に費用負担を求める原価である人件費と、光熱水費や清掃委託料など施設維持管理費の平成26年度の決算額が1,009万9,355円でした。決算額から浴場の1日当たりの原価を割り出すと2万9,189円というふうに算出されます。平成24年度から平成26年度の利用者実績による1日平均利用者数が81人でしたので、それを除して出た額が360円となりまして、貸し出し単価当たりの原価とな

るといのが360円という1個の試算した金額が出たんですけれども、今言う性質別分類から50%としまして消費税を転嫁すると194円となります。また、類似施設、布袋ふれあい会館がありますので、そこの兼ね合いで、ふれあい会館も同じように計算しますと150円となりまして、その平均、2つ足して2で割ると172円という金額が出てきましたので、老人福祉センターは今までが無料でしたので、激変緩和措置がとられますので、その172円に、激変緩和措置が59%となっていますので、59%を掛けて100円としたものでございます。

○森委員　　ということは、お風呂も130%・130%、1.31倍・1.31倍のこれが適用されると、将来的には170円から200円になっていくということでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　激変緩和措置がとられているということで、改正の上限倍率が1.31倍ということになっておりますので、これが5年に1回ずつということになりますと、平成34年4月の改正では100円が130円になります。そして平成39年4月の改正のときには170円になってくると見込まれております。

○森委員　　本当に皆さん、楽しみということと、もう1つは経済的なものもあるんですよ、あそこを利用されている中ではね。もう自分一人だけだから風呂を沸かして水道代、ガス代を考えるとというようなこともあって、それから友達とも会話ができるということがあって、布袋ふれあい会館にしろ、福祉センターにしろ、利用されている方が多いんですね。そういうことからすると、楽しみもですし、将来的な値上げも含めると、やはりちょっと高齢者のこれからの生きがいとかそういうことからいっても問題だというふうに思います。

ただ、これはどういうふうに徴収するのでしょうか。一々番台で100円をいただくのか、お風呂についてですね。

○高齢者生きがい課長　　福祉センターの1階の窓口でお金を納めていただきますと、領収書と利用券というようなものをお渡しすることになっております。脱衣所の服をしまう鍵も同時にお渡ししますので、黙って行かれる方はいないんじゃないかなというふうに思っております。

○森委員 鍵をかけないで、別に鍵をかける必要はないですから、貴重品を持たないで行けば別に、下着だけで行けば。でも、そういうことにするわけね。窓口でお金を払ったら、そこで鍵がもらえると。それで中へ入ってということですね。

それともう1点は、コミュニティ・センターのほうですけど、本当に一般の利用とあわせて障害者団体の人だとか、ボランティアの人だとか、そういう方たちの利用が特にコミュニティ・センターは多いんですよ。その辺で、一切の減免措置がないということですから、かなり障害者団体の人たちなんかに対しては大きな負担というか、活動そのものにも障害が出てくるような状態が起きてくるんじゃないかと思って心配するんですけど、その点はどうですか。

○高齢者生きがい課長 減免についてでございますが、現状、料金を取っている施設もございますので、有料施設である市民体育館などではそういった減免の規定は設けていませんので、今回の使用料・手数料の見直しについても、施設の性質ごとにこういう負担割合を定めたということで、50%の公費負担としたということで、減免をあえて設定していないということでございます。また、市の事業とか、市が関係する団体が利用する場合は、市のほうで予算化して現在でもそういう対応をしておりますので、今後の利用料が発生したとしても、そういったところには予算化して対応していきたいと思っております。

○森委員 社協に対する補助金なんかも上げるということですか、この分について。ボランティアグループなんかの。

○高齢者生きがい課長 社協が行う事業に対してはそういう対応をしていきたいということです。

○副委員長 ほかに質疑は。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時44分 休 憩

午前10時44分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれ議案ごとに行います。

まず、議案第78号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長 続いて、議案第80号 江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは議案第80号について説明させていただきますので、議案書の101ページをお願いいたします。

平成28年議案第80号 江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、高齢者生きがい活動センターの施設の利用についての見直しを図るため、改正する必要があるからであります。

はねていただきまして102ページをお願いいたします。

江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、103ページをお願いいたします。

江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第4条といたしましては、利用者の資格について定めるものでございます。

改正前、第5条の利用の許可、第6条の利用の不許可、第8条の利用許可の取消し等及び第9条 使用料は、今回の見直しによりまして会員以外の方への貸し館を行わないとすることから、削除するものでございます。

これらの規定の削除に伴いまして、改正前、第7条、第10条、第11条につきましては、それぞれ条を繰り上げ、第5条、第6条、第7条とするものでございます。

102ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第80号について説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員 シルバー人材センターのことだと思えますけれども、利用料が無料だったということで、それを見直しを図って貸し出しをなくすということなんですけれども、その辺の経緯というのは大体わかりますか。

○高齢者生きがい課長 今回の貸し出しをしないということにつきましては、シルバー人材センターの会議室等は今までも会員の方以外の利用はなかったということで、主に使用しているのは会員の方が利用しているということで、今回の改正にあわせて整えさせていただいたということでございます。

○伊藤委員 実績がなかったということですね。わかりました。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時47分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長 続いて、議案第81号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしたいところですが、ここで休憩時間にしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時01分 開 議

○副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号について審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは議案第81号について御説明申し上げますので、議案書の105ページをお願いいたします。

平成28年議案第81号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の

観点から、江南市立学習等供用施設の使用料の見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして106ページをお願いいたします。

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、109ページをお願いいたします。

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第6条といたしましては、使用料の納付義務及び納付された使用料の還付について定めるものでございます。

この規定の追加に伴いまして、第6条、第7条、第8条の規定につきましては、それぞれ条を繰り下げるものでございます。

また、第10条といたしましては、本条例に違反して施設を利用した場合等の罰則について定めるものでございます。

110ページをお願いいたします。

この規定の追加に伴いまして、第9条の規定につきましては第11条に改めるものでございます。

続きまして111ページをごらんいただきますようお願いをいたします。

別表第3といたしましては、新たに使用料を徴収する施設につきまして、施設ごとの利用時間区分及び金額について定めるものでございます。

恐れ入ります、108ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成29年4月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた場合、改正後の使用料を徴収することができるものでございます。

以上で議案第81号についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 中野委員 夏休みとかに学生さんが学習室を使って結構勉強されていると思うんですけども、今までは無料で、これから有料化するんですけど、そのお考えについて、公平性とかという観点だとは思いますが、この件についてちょっとお考えをお聞きしたいと思うんですが。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 個人利用という形になりますけれども、個人で利用される方につきましては、各学供で設置されております学習室という部屋を御利用いただいております。使用料の見直しに当たりまして、学供施設の個人利用につきましては、この利用の実態であるとか、あとは料金を徴収する事務が煩雑になるといったことを勘案いたしまして、個人利用で利用していただく学習室につきましては共有スペースと位置づけをいたしまして無料としておるものでございますので、よろしく申し上げます。
- 森委員 ちょっと今の関連で、議案書の中にはそのことは書いてないんですけど、全員協議会の際にいただいた使用料の見直しのこの資料でいきますと、布袋北部学供も2階の学習室、布袋南部学供は1階の学習室、宮田学供は2階の学習室、古知野北も1階の学習室、草井地区は1階の小会議室がいわゆる共有部分という形で無料になっているんですが、実際にはここの施設も、特に夜ですとか、昼間、学生さんたちなどの利用がないときは、一般貸し出ししているんですよ。その場合も無料ということでもいいんですね。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 基本的には共用部分の学習室につきましては団体に向けての貸し出しは行わないということにさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。
- 森委員 今度有料になってどうなるかわかりませんが、現時点では非常に利用が多くて、満タンで、ここならあいてはいますけどというような形で実際には、布袋北部学供にしろ、ほかの学供についても学習室の貸し出しもやっているんですよ。それは窓口におられる方々の本当に温かい配慮で、利用できないじゃなくて、何とか利用できるようにするというのでやっていたので、それができなくなってくるといことになると、みんなそれぞれ1部屋ずつ少なくなっちゃう、借りれるスペースがね。1つずつ減っちゃうということに今の答弁でいくとなっちゃうので、この辺のところは

何とか配慮していただきたいと思うんですけれども。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 委員言われたとおりに、各学供で、職員さんの柔軟な対応で、短時間であるとか、そういった貸し出しを現在も学習室においてもやっておるのは事実だと思います。

ただ、やはり共有スペースというのはあくまで個人利用の方が優先ということでございますので、今後も、もしどなたも利用はしていないと。それで、2時間という単位ではなくて、30分とか、そうした申し出があれば今後とも柔軟な対応で貸し出すといったような形も考えてはまいりたいと思いますけれども、基本的には、学供に有料の部分の空き部屋がある場合は、まずはそちらを利用していただくということが優先だと考えております。よろしくお願ひします。

- 森委員 先ほどの福祉センターもそうでしたけど、学供も実際には当時の防衛庁の補助を得て建てられているし、そういうことの中で地域住民の皆さんに大いに使っていただくという趣旨でつくられているわけで、これを有料化するというのはいかがなものかと思うんですけど、実際に根拠ですけど、この料金設定の。全部一つ一つ伺っていくわけにいかないの、例えば一般的に利用する、布袋北部学供の例えば集会室Aが今度は2時間当たり330円ということになりますけど、この根拠はどういう計算でなっているんでしょうか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 この料金算定の根拠でございますけれども、まずは、先ほどコミュニティ・センターの答弁でもあったと思いますけれども、もとになっておるのは平成26年度決算額でございます。その平成26年度決算の学習等供用施設管理運営事業経費でございます。そこに、古知野北学供と草井学供につきましては子育て支援課の学童保育を行う職員が実際の管理運営を行っておるところで、こちらの職員賃金も経費の中に足し込んでおります。その全体の経費、それから今回使用料を有料化することによって新たに生じるランニングコスト、それからフルコストから算定をいたしました正規職員の人件費といったものを全て合算いたしまして、さらにこれを建物の床面積と各部屋ごとの床面積で全体の経費を案分して、まずもとになる経費を出していきます。学供全体でいきますと1,605平方メー

トル余りございます。

それで、集会室A、委員の言われました布袋北部学供の集会室Aですと96平方メートルということになりますので、その率で案分をしていきますと、単位当たりの原価としては968円という原価が出てまいります。この968円という原価に、負担割合として学習等供用施設は第3分類の公費負担50%、受益者負担50%ですので、これをまず2で割ります。それから消費税1.08を掛けまして出てきました原価が522円でございます。それから類似施設の調整を行いまして、最終的に572円という原価が出てまいりまして、この59%ということで330円という金額になるものでございます。

○森委員　　そうすると、最終的には570円になるということになりますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　最終的には、10年後ということになりますけれども、570円というところへ達するものでございます。

○森委員　　かなり大きい金額になっていきます。

それで、今の古知野北と草井については学童の指導員さんが兼務ということになるんですか、その管理についても。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　正規職員もおられますけれども、学童に関してはパート職員なども含めて対応しておるところでございます。

○森委員　　草井と古知野北はちょっと管理が違うんですけど、ほかは、宮田、布袋南、布袋北部などについては全部パートさんが今まで管理をしていただいていたわけですけど、今度、公金を扱うということになります。どういうふうになっていくのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　公金の取り扱いについてということでございますけれども、現在、委員のおっしゃられた宮田学供、布袋北学供、布袋南部学供、この3つの学供につきましては、福祉課のほうで雇用しておりますパート職員によりまして午前と午後を交代する形で勤務をしていただいております。

公金につきましては、まずは午前中までに徴収をした公金につきましては、午前の勤務のパート職員さんが、支所と隣接をしているところについては支所で入金を行います。支所と隣接をしていない学供につきましては、それを金融機関へ持って行って入金をするという形になります。それから、公金

を常に学供の事務室内へ保管をする必要が出てきますので、耐火金庫であったりとか、補正予算のところから出てきますけれども、手提げ金庫、耐火金庫、それから警備保障委託といったものも今後整備をしていく予定でございます。

○森委員　そうすると、午前の方は金融機関に納めるということでいいんですけど、午後の方の場合は、その金庫に納めて帰る。納めて帰って、次の日の午前中の方が、前の日の午後の方と午前中の方を金融機関に納めていくということになるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　そのとおりでございます。

○副委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時18分　休　憩

午前11時18分　開　議

○副委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号　江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長　続いて、議案第82号　江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは議案第82号について御説明を申し上げますので、議案書の113ページをお願いいたします。

平成28年議案第82号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から、普通診断書の交付に係る手数料の見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして114ページをお願いいたします。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、115ページをお願いいたします。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。

第4条は診療料等を規定したもので、第3項の表中、普通診断書の手数料の額を1通につき「1,080円」から「1,620円」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、114ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員 まず、死亡診断書と証明書については現行幾らで、こちらについての改定は必要なかったのかどうでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 死亡診断書と証明書につきまして現行の額を申し上げますと、死亡診断書は3,240円、証明書は1,080円でございます。今回の金額の改正に当たりまして、この3項目の普通診断書、死亡診断書、証明書、3種類の項目について検討いたしました結果、他市との状況も参考に勘案しまして、普通診断書の金額が乖離があるということで、今回

は普通診断書に関してのみ金額の改正をするという状況に至ったものでございます。

○森委員 たまたま委員長という関係で休日急病診療所の会議にも出ているんですけど、そういうところでは全然検討の対象になっていなかったかと思うんですけど、突然出てきたような気がするんで、この辺の経過はどうなんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今回は、全体の手数料・使用料等の改正の検討の中に、当初からこちらの休日診療所の診断書に関する金額も含めた形で検討を進めてきたものでございます。

○森委員 そうすると、直接診断に当たっている先生方からの要望事項ということでもないんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 先生方からの要望ではございません。

○森委員 それだったらわざわざ上げる必要もないんじゃないかと思うんですけど、実際にはそんなに今の状況からいくと高いものではないというふうに思いますが、その経緯がちょっとあれですね、もっとその辺のところで先生方の意見も聞いてこういうことはやっていくことなんじゃないかなというふうに思いますが、まあ結構です。

○古池委員 内容がどういうふうに違いますかということと、どれくらい発行枚数がありますかということをお聞きします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 現行でいきますと普通診断書の金額と証明書の金額は同金額でございますので、厳密に普通診断書で発行、証明書で発行という振り分けは現在のところはしておりませんが、今回の金額の改正に当たりまして、診断書に関しましては、様式がなく休日診療所で作成するものに関しては全て診断書という様式を使用しておりますので、様式をお持ちでなく発行するものに関しては診断書という取り扱いになりまして、様式をお持ちの方につきましては、その様式が診断書という名目なのか証明書という名目なのかによって振り分けるということで対処していきたいと考えております。

それから発行数でございますが、平成27年度につきましては証明書が1通、診断書が14通ございました。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時26分 休 憩

午前11時26分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第84号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第85号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

○副委員長 続いて、議案第83号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第84号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第85号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については関連がありますので、一括審査したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第83号、議案第84号及び議案第85号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長　それでは議案第83号、議案第84号、議案第85号につきまして御説明申し上げますので、議案書の116ページをお願いいたします。

平成28年議案第83号　江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から、江南市立公民館の使用料の見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして117ページをお願いいたします。

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、119ページをお願いいたします。

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第2条第2項は、別表第2を新たに加えることにより、「別表」を「別表第1」に改めるものでございます。

第7条といたしましては、使用料の納付義務及び納付された使用料の還付について定めるものでございます。

第7条の追加に伴い、第8条、第9条、第10条、はねていただきまして第11条の規定につきましては、それぞれ条を繰り下げるものでございます。

第12条といたしましては、本条例に違反して施設を利用した場合等の罰則について定めるものでございます。

第7条と第12条の追加に伴い、第13条は2条繰り下がるものでございます。121ページをお願いいたします。

別表第2といたしまして、使用料を徴収することに伴い、施設ごとの利用時間区分及び金額について定めるものでございます。

恐れ入りますが、118ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成29年4月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた場合、改正後の使用料を徴収することができるものとなります。

以上、議案第83号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号につきまして御説明申し上げますので、議案書の122ページをお願いいたします。

平成28年議案第84号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとなります。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から、江南市民文化会館の利用料金の見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして123ページをお願いいたします。

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、126ページをお願いいたします。

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。

別表といたしまして、126ページ、はねていただきまして127ページに新しい料金、128ページ、はねていただきまして129ページに旧の料金を掲げております。各施設の利用時間区分ごとに下線のとおり金額等を改めるものとなります。

恐れ入りますが、125ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものとなります。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成29年4月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた場合、改正後の利用料金を徴収することができるものとなります。

以上、議案第84号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第85号につきまして御説明させていただきますので、議案書の130ページをお願いいたします。

平成28年議案第85号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から、江南市体育施設の使用料の見直しを図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして131ページをお願いいたします。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、136ページをお願いいたします。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第8条第3項といたしましては、使用料の還付について定める規定で、市営グラウンドの照明施設の利用者に還付をする場合は、利用の日の5日前までに利用の中止について教育委員会の承認を受ける必要があることから、新たにその規定を設けるなど所要の整備を図るものでございます。

第16条につきましては、罰則について規定するもので、同条第2項及び第3項として、本条例に違反して施設を利用した場合等の罰則について新たに定めるものでございます。

138ページをお願いいたします。

別表第2といたしまして、138ページから140ページに新料金、141ページから143ページに旧の料金を掲げております。各施設の利用時間区分ごとに下線のとおり金額等を改めるものでございます。

恐れ入りますが、135ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。附則第1項は、施行期日といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成29年4月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた場合、改正後の利用料金を徴収することができるものがございます。

以上で議案第83号、議案第84号及び議案第85号についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　ちょっと確認でお願いしたいんですけども、利用料の考え方なんですけれども、受益者負担が50%、市が50%というところと、今の市がゼロで受益者負担が100%と、これは同じ施設でも混在しているんですけども、その辺のところを説明していただきたいのと、あともう1点なんですけれども、文化会館なんかは大ホールでいきますと基本的には利用料金が下がっていますよね、新しく。あと、小ホールでも夜間だと安くなっていますよね。その辺のところの理由というのは何かあるんでしょうか。

○生涯学習課長　まず性質別分類ということで、今回、受益者負担が100%であったり、50%であったり、分類のほうをしております。その中で、公民館につきましては50%・50%というふうになっております。また、市民文化会館につきましては、大ホール、小ホールが50%・50%、文化会館においても会議室においては受益者負担が100%というようなことになっております。また、体育関係の施設につきましては、市民体育会館の会議室等については受益者負担が100%になります。そのほかスポーツ施設ですね、体育会館の競技場、武道館、テニスコート等については受益者負担が50%、公費負担が50%というようなことになっております。その理由につきましては、公共的な部分か民間的な部分かというようなことと、選択的か必需的かというようなところで分類のほうをしております。

次に、利用料金が下がったことにつきましては、文化会館の大ホール等で一部下がっている施設もございます。これにつきましては、平成26年度の決算額の人件費及び維持管理費をもとに算出した結果、下がったということでございます。今回の使用料の見直しにつきましては、平成26年度の決算額の中の人件費、維持管理費をもとに算出しておりますので、その結果と

して下がったというようなことでございます。

○伊藤委員 わかりました。

今回これは段階を追ってじゃなくて、一遍に上げるということなんですか。

○生涯学習課長 公民館につきましては、新たに徴収するというようなことで激変緩和措置を適用しておりますので、今後また上がってくる可能性はありますけど、文化会館については激変緩和措置を適用しないというようなことで、また5年ごとに見直しは行いますが、基本的にはそんなに増減することはないというふうに考えております。

○森委員 文化会館の人件費と維持管理費が下がったというんですけど、指定管理料は変わってないと思うんですけど、どうやって計算したんですか。

○生涯学習課長 繰り返しになりますけど、平成26年度の決算額をベースに考えております。それ以前の旧の料金についてはそのときに積算したものでございますので、当然、金額のほうは違ってくるといふふうに考えております。

○森委員 ということは、最初、文化会館ができたときの計算になるんでしょうか、前の料金というのは。

○生涯学習課長 旧の料金についてはそのように考えております。

○森委員 そうすると逆に言うと、指定管理になったことによって人件費が下がったというふうに見ればいいんですか。

○生涯学習課長 文化会館につきましては、上がった施設もありますし、下がった施設もあるというようなことで、下がった部分については大ホールと小ホールの夜間、あと第1練習室については下がっております。これは再度積算した結果ということで御理解いただきたいと思います。

○森委員 ちょっと余りよく理解はできません。文化会館というのは全部同じように、前は公社、それで指定管ということで、会議室だけが別な扱いになっているわけじゃないので、全体でそうやって見ているわけですから、いま一つ説明がよくわかりません。

それと、文化会館はこれ以外に附属設備の使用料というのがたくさんあるわけです。これについての変更はあるんでしょうか。

○生涯学習課長 附属設備につきましては規則のほうで定めております。今

回、現行の附属設備が消費税5%で計算しておりますので、消費税8%に積算し直しまして改正予定でございます。

○森委員 消費税分だけという考え方でいいですか。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○森委員 それで、今度、増収になるわけですがけれども、指定管理はことし平成28年から新たに契約が結ばれたかと思うんですが、増収の見込みが幾らで、この増収分はどういう扱いになるんでしょうか。

○生涯学習課長 指定管理料の見直しということでございますが、旧料金と新料金の収入見込みで比較する必要がありますので、今後、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。ただ、先ほどもあったんですが、利用料金のほうが大ホールで平日ですと1,490円、夜間ですと6,270円下がっておりますので、利用料収入が全体で減るということはないと思うんですが、大幅に増加することもないというふうには考えております。

○森委員 その収支を見てみないとわからないということですけど、実際には入場料収入を前提にして管理料というのは決まってくると思うんですね。ですので、今、7,383万円の指定管理料、会館の使用料が3,600万円という見込み、その他の収入もありますけど、やっているわけで、この会館の使用料収入が例えば4,000万円ぐらいになったと、あるいは3,800万円ぐらいになったということになると、指定管理料のほうを調整するということがいいんですね。

○生涯学習課長 おっしゃるとおりなんですが、ただ、利用率の関係もございますので、今ここで見直すとは断言はできません。

○森委員 確かに指定管理者の努力によって、利用が伸びたことによって収入がふえたという分については、これはその努力による利益ということになるかと思うんですけど、その辺のところはやっぱりシビアに見ていただいて、利用料の値上げによる、市民負担によるものでなった場合には、やっぱり税金投入を減らしていくということでなければまずいと思うので、その辺のところはしっかりと見ていただきたいなと思います。

あと、キャンセル料なんですけど、文化会館は、大ホールについては2カ月前までにキャンセルをすると90%お金が還付されます。10%の言ってみれ

ばキャンセル料を取ると。それで40日と20日前で、20日前で70%のキャンセル料ですから30%還付ということです。さらに一般の会議室も、1カ月前でも10%のキャンセル料が出てくるんですよ。ところが、体育館については、さっき説明があったように、基本的には還付しないと。それから2項のところで、利用者が利用の日の前日までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき、これは還付することになるんでしょう、こういう「場合を除き、還付しない」ですから。

大きな競技場も含めて全く扱いが違うんですよ、文化会館と体育館の。競技場なんていうのは、直前にキャンセルされてもかわりの人が使えないわけだし、文化会館なんかでいけば、1カ月前にキャンセルがあればまだ途中で入れられる可能性もあるわけで、これだけの大きな同じ市の施設で、体育館と文化会館で扱いが違うというのは、これはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけど。まずいというより、実際に利用者の立場に立って考えると体育館はありがたいですよ。

○教育部長　文化会館、体育館、それぞれ還付の取り扱いが違うんじゃないかということですが、それぞれの目的に応じて、また利用形態、また文化会館のほうは指定管でやっているところがありますので、その辺を考慮してこのように決めているということをございますので、よろしくお願いします。

○森委員　それにしても、文化会館、1カ月前でも10%も払わなきゃいけないと、会議室なんかについてね。それで、9日以降になると全額戻ってこないんですよ。10日前で70%のキャンセル料を払うということですから、こちらは本当に見直しをしていただきたいということです。ぜひその辺については、前にも何回かお願いしていますけど、こういう機会ですので、改めてキャンセル料については見直しをしていただきたいというふうに思います。

あと、公民館のことで幾つかお伺いをしたいことがあるんですけど、1つは、公民館なんですけど、さっき学供のほうでもお聞きしたんですけど、共用部分ですね、図書室のところなんですけど、今でも満室のような状況だとか、そういうようなときに利用が可能になっているんです。今までは全部が無料だったからよかったんですけど、今度こういうような形で使用料を取るということになってくると、今まで利用できていた図書室のところなんかも利用

できなくなってしまうかと思うんですけど、その辺はどうなりますか。

○生涯学習課長 図書室や学習室につきましては、原則として個人利用で料金は取らないというようなことで考えております。また、今回、利用時間区分を、使用料を取る施設でございますが、4時間から2時間に変更しております。2時間単位でというようなことで、少しは使いやすくなるのかなというふうには考えております。

○森委員 ということではなくて、全く使えなくなるのかどうかということです。

○生涯学習課長 原則的には団体での利用はできないというようなことでございますが、これも一度運用してみないとわからない部分もありますので、その辺は臨機応変に対応していきたいというふうには考えております。

○森委員 図書室が図書室として図書館の分室のようになって有効に活用されていけばこんなことは言わないんですけど、実際にはほとんどそういう活用がされないままになっている中で、空き部屋にしておくのは極めてもったいないので、利用できる部分については皆さんに利用していただくということが必要だと思うので、その辺についてはぜひ検討していただきたいと思います。

公民館については、たくさんのサークルがあって、たくさんの利用をいただいているんですけど、現在、公民館を利用しているサークルがどのくらいあって、年間の利用者数というのはどのくらいあるのかわかりますか。

○生涯学習課長 まず登録サークル数でございますが、平成28年9月現在で申し上げますと177団体がございます。また、利用者数につきましては、平成28年3月、平成27年度決算額で申し上げますと、6万9,747の方に御利用いただいております。

○森委員 177団体ものサークルの人たちに利用されているということなんですけど、こういう人たちへの有料になりますよという点についてのアンケートですとか、そういうのをやってきたと思うんですけど、どのくらいのサークルから回答があって、どのくらいの人たちがこのアンケートに応じて、どんな意見だったのか。

もう1点、たくさんの人に利用していただいているわけですけど、公民館

だけでどのくらいの利用料収入になると見込んでみえるか。

- 生涯学習課長　　まず利用料収入のほうなんですが、公民館として今のところ、補正予算にも計上させていただいておりますが、1カ月15万6,000円を予定しております。

アンケートの件については、ちょっとお時間をいただきたいなというふうに思っております。

- 副委員長　　それでは審査中ではございますが、暫時休憩いたします。

午前11時57分　　休　憩

午後1時08分　　開　議

- 副委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第83号の審査の中、森委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて当局からの答弁を求めます。

- 生涯学習課長　　まず答弁訂正をお願いいたします。先ほど森委員のほうから御質問がありました公民館の収入見込みでございますが、私、1カ月15万6,000円とお答えさせていただきましたが、これは補正予算額で、今年度1月から3月までの来年度の収入見込みというような金額でございますので、少し意味合いが違っておりました。平成26年度の利用実績をもとに使用料を算出いたしますと、年間378万1,340円ということになりますので、訂正のほうをお願いいたします。申しわけございませんでした。

続きまして、アンケートの件につきましてお答えさせていただきます。

市役所各施設におきましてアンケートのほうを実施しております。回答数が全体で701件ございました。そのうち、公民館の使用料に係る部分の回答といたしましては124件の回答をいただいております。

そのうち、現在のサービス水準を保ち、将来にわたって施設を長く利用するためにも、無料施設と有料化を含め見直すべきというような御意見が36件、また、見直しにより値上げをすることはやむを得ないが、施設や備品の整備を適正に行うべきという方が34件、ここまでが一応使用料見直しに肯定的な意見というようなことで、全体で56%の御意見をいただいております。また、否定的な意見といたしましては、現在のサービス水準を抑え、現行維持または値下げすべきという方が33件ございました。割合でいくと27%ということ

になります。そのほか、「わからない」「その他」が21件、パーセンテージで言いますと17%というような結果でございました。以上でございます。

○森委員　パブリックコメントなんかを見ても全部が否定ということではないんですけれども、実際にサークル活動をやっている人たちの目的というのは、やっぱり生きがいだとか、仲間づくりだとか、健康とかいうことなもんだから、それをより後押しする、応援するという意味からすると、今回の値上げはいかがなものかなということになってくると思います。

実際に、さっきの有料化するならば設備などについてももっと充実したものをというようなことも含めた賛成意見ということになるわけですけど、実際にこれによってどういう設備投資が必要なのか、あるいは実際に、さっき耐火金庫という話もありましたけど、かかる経費というのはどのくらいあるのか。

○生涯学習課長　今年度補正予算のほうにも計上させていただいておりますが、主に申請用紙に係る印刷代、印刷製本費等ですね、あとゴム印等、また修繕料といたしまして古知野北公民館の体育施設の照明のほうで2カ所で9万8,000円、それも含めて19万8,000円の需用費です。あと、警備委託料のほうで16万3,000円。備品購入費といたしまして、耐火金庫が18万1,000円、あと、古知野東公民館が非常に狭いというようなことで、金庫を置くためのワークテーブルが2万1,000円ということで、備品購入費といたしましては50万2,000円の予算計上をしております。

○森委員　新年度で新たに経費が必要だという予定はないんですか。これは大体補正で今出てきているかと思うんですけど。

○生涯学習課長　新年度については今のところ予定はございません。

○森委員　警備保障なんていうのは年間、新年度は新年度でまた、この16万3,000円は平成29年度分になるんですか。

○生涯学習課長　申しわけございません、警備委託料につきましては3カ月分、公金を扱うようになる3カ月分でございます。また、警備委託料につきましては長期継続契約ができますので、長期継続契約で契約のほうを締結していきたいと考えております。

○森委員　そうすると、新年度についてはさらにこれが、割安にはなるかも

しれないけれども、新たに、備品は必要ないけど、こういうものが必要になってくるということですよ。

あと、公民館の場合には、公民館法、社会教育法で運営審議会ですか、そういうのが今置かれていると思うんですけども、そこに諮ったんですか。そこでの意見というのはどういうものだったんですか。

○生涯学習課長 昨年度3月に、社会教育委員会という社会教育法に基づく委員会がございまして、そこで御報告のほうをさせていただきました。その中での意見といたしましては、時間の区分を今は2時間で設定しておりますが、1時間にできないかというような意見をいただいております。

○森委員 時間区分についてはいろんな過去の経緯があつて、前は午前・午後・夜間という設定で、それでは3時間しか使わないときに4時間分を払うのかという議論があつて今のような2時間ずつの刻みになってきているんですけど、さらに今ずうっといろんなところから出てきている要望というのは、これは公民館だけではなくて、特に福祉センターとか学供なんかの場合は今も1時間単位の申し込みができるのでそういう要望があるかと思うんですけど、福祉センターや学供は別として、公民館のほうは1時間単位ということについてはどういうふうに考えてみえるんですか。

○生涯学習課長 実際の施設の利用に当たっては、準備や後片づけに要する時間も含まれますので、最少の利用時間区分として2時間程度が妥当というふうに考えております。また今後につきましては、5年ごとに定期的な見直しも行っていく予定でございまして、こうした中、利用時間区分につきましても、より多くの方に幅広く施設を利用していただけるよう、利用状況を踏まえ検証してまいりたいと考えております。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休 憩

午後1時18分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれ議案ごとに行います。

初めに、議案第83号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで委員長席を委員長と交代します。

○委員長 副委員長さん、御苦労さまでございました。ありがとうございます。

議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

○委員長 続いて、議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

審査方法につきましては、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

補足説明がありましたらお願いをいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして、初めに歳入について御説明を申し上げますので、議案書の179ページ、180ページをお願いいたします。

13款4項2目民生費交付金で、介護ロボット導入支援事業特例交付金185万4,000円でございます。

続きましてその下、17款1項1目特別会計繰入金382万円。

最下段の19款5項3目過年度収入の平成27年度低所得者保険料軽減国庫負担金精算金27万1,000円。

その下、平成27年度低所得者保険料軽減県費負担金精算金13万5,000円でございます。

続きまして歳出について説明いたしますので、185ページ、186ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額202万9,000円でございます。

内容につきましては、右側の備考欄をお願いいたします。

介護従事者の負担を軽減するため、介護ロボットの整備をするための補助金で185万4,000円でございます。

その下をお願いします。

福祉センター管理運営事業といたしまして17万5,000円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 186ページの介護施設等整備費補助事業の一番上段なんですけれども、介護ロボット整備費補助金の介護ロボットというのがちょっとよくわからんもんですから、その辺のところをちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○高齢者生きがい課長 介護ロボットにつきましては、国が平成27年度の補正予算におきまして、一億総活躍社会の実現に向けた介護離職ゼロに直結する緊急対策の一環といたしまして、介護従事者の介護負担の軽減を図るため、介護ロボット等導入支援特別事業というものを計上いたしました。それで、江南市の介護施設等が整備する介護ロボットの導入を対象に助成を行うもので、市内から2法人が、社会福祉法人すいと福祉会とフロンティアの介護というところがございますが、事業計画の提出を受けて厚生労働省宛てに要望した結果、1法人92万7,000円の補助が決定したものでございます。

その介護ロボットの内容といたしましては、さっき2法人と言いましたが、その事業所でございますふぁみりい恕苑とひだかの憩の2事業所に補助をするもので、対象機器といたしましては、ふぁみりい恕苑が「パルロ」というロボットで、これは話ができるロボットで、会話をするというロボットです。コミュニケーションロボットと。もう1個、ひだかの憩が導入しますのが「マッスルスーツ」といまして、こう背負うようなもので、人を抱えたりするときの作業で腰にかかる負担を軽減するというものでございます。

○野下委員 今の関連で、これは機能がそれぞれ違うと思うんですけど、今、1法人92万7,000円というお話だったような気がするんですけど、これは同じ補助金の値段なんですか。

○高齢者生きがい課長 補助金の対象額が92万7,000円ですけれども、最高額ということで、実際に購入された金額の最高額が92万7,000円ということになっていきますので、もしそれより安い場合は、その金額しか補助されませんということでございます。

○委員長 満額なのか、92万7,000円は。

○高齢者生きがい課長 金額はちょっと、こういうものを導入するという計画書が出されただけで、まだ実際に購入はされていませんので、どういったものになるかわからないということと、ちょっとこちらで調べますと、「パルロ」のほうはオプションとかもいろいろなものがつけれるようで金額的には幾らになっていくのかわかりませんが、「マッスルスーツ」のほうはちょっと価格的には「パルロ」よりも安いのかなと。だから、2つ入れると補助額よりも超えてしまいますので、自己資金を投入するということにな

るのかもしれませんがということでございます。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の歳入から御説明いたしますので、議案書の177ページ、178ページの中段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料の学習等供用施設使用料22万5,000円でございます。

続きまして同じページの最下段をお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金の45万9,000円でございます。

1枚はねていただきまして179ページ、180ページの下段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、福祉課分は平成27年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金245万9,000円及び平成27年度分障害者自立支援医療給付費県費負担金精算金122万9,000円の2項目でございます。これは事業の実績が国や県の負担金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

続きまして歳出について御説明をいたしますので、185ページ、186ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は2,336万5,000円でございます。

事業内容につきましては、右側、説明欄の上から、障害者福祉サービス給付事業は2,358万9,000円の補正をお願いするもので、平成27年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

また、福祉計画策定事業は22万4,000円の減額補正をお願いするもので、計画の策定業務に係る事業者の選定によりまして業務委託料が確定したことによる減額でございます。

続きましてすぐ下の4目福祉活動費で、補正予算額は118万4,000円でございます。

事業内容につきましては、右側、説明欄の学習等供用施設管理運営事業で118万4,000円の補正をお願いするもので、学習等供用施設における使用料の徴収に伴いまして必要となります人件費や警備委託料及び備品購入費用をお願いするものでございます。なお、この事業費の増額分につきましては、特定財源として学習等供用施設使用料が財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

2枚はねていただきまして189ページ、190ページの中段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は4,929万9,000円でございます。

事業内容につきましては、右側、説明欄の上から、生活保護事業は3,329万円の補正をお願いするもので、平成27年度分の国庫負担金・補助金及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

その下の生活保護システム運用事業は91万8,000円の補正をお願いするもので、毎月報告をしております被保護者調査の集計項目が平成29年4月分から追加されることに伴い、システム改修に係る委託料をお願いするものでございます。なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫補助金が2分の1財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

次に、生活困窮者住居確保給付金給付事業は166万9,000円の補正をお願いするもので、平成27年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

最下段の被保護者就労支援事業は15万2,000円の補正をお願いするもので、平成27年度分国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

192ページをお願いいたします。

最上段の臨時福祉給付金等給付事業は1,121万4,000円の補正をお願いするもので、平成27年度分の国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

その下の生活困窮者自立相談支援事業は205万7,000円の補正をお願いするもので、平成27年度分国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 伊藤委員　　186ページの福祉活動費の学習等供用施設管理運営事業の中で、先ほども出ていたんですけど、警備委託料とございました。警備委託料というのは、例えば事務所のガラスが割れたときとか、そういうことだと思うんですけども、あとどういった内容というか、基本的な内容をちょっと教えてほしいんですけど。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　警備委託料でございますが、基本的には、まず夜間の事務室への侵入を感知するセンサーがございまして、それを感知すると警備員が来てくれるというものと、もう1つ、銀行なんかにございます非常通報ボタンというものを設置いたします。これは日中でありましても、センサーが働いていないときでありましても、職員がそのボタンを押すことによりまして警備会社に通報が入りまして警備員が来てくれるというものをあわせて設置するものでございます。
- 伊藤委員　　190ページの生活保護費の中で、生活保護システム運用事業のシステム改修委託料とございます。その中で、被保護者調査の集計項目の追加に伴うという、集計項目の追加というのは、先ほどもちらっと説明があったんですけど、ちょっとよくわからなかったもんですから、もう一度ちょっと詳しく教えてほしいんですけど。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　集計項目の追加につきましては、昨年7月から住宅扶助の保護基準が改正をされました。世帯員の人数によって基準が決められておるんですが、それが改正前については、単身世帯と、世帯人数が2人から6人までの世帯と、7人以上の世帯ということで、3区分で基準が決められておったものが、5つの区分、単身世帯と、それから2人の世帯、それから3人から5人の世帯、6人の世帯、7人以上の世帯という5つの区分に基準が細分化されました。これに伴いまして、来年4月からの被保護者調査の報告書類につきましても集計項目が細分化をされました。現在、報告様式の6つの帳票についてその項目が追加をされているということで、来年の4月に間に合うようにシステム改修をするということで費用をお願いするものでございます。

○委員長　　ちょっと1点だけ、福祉給付金1,121万4,000円を返納するんですけど、実際には何人ぐらい辞退というか、届かなかった人がいるんですか。何人に対して何人。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　臨時福祉給付金、平成27年度に実施をいたしました。対象が1万5,068人、この方々に御案内をさしあげました結果、1万3,199の方が申請をされました。支給率でいきますと87.6%でございます。

○委員長　　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは質疑も尽きたようでありますので、続いて子育て支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長　　それでは、平成28年議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、子育て支援課所管の補正予算について御説明いたします。

議案書の179ページ、180ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、子育て支援課分は平成28年度分児童手当費県費負担金精算金初め4項目で、合計121万5,000円でございます。これは各事業の実績が国及び県の補助金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

少しはねていただきまして187ページ、188ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目子育て支援費でございます。所管は子育て支援課で、補正予算額は3,243万9,000円でございます。

内容につきましては、188ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども・子育て支援推進事業は826万1,000円の補正を、次の保育園保育事業は67万2,000円の補正を、次の保育園職員人材育成事業は10万1,000円の補正を、次のファミリー・サポート・センター事業は1万4,000円の補正を、

次の児童虐待防止対策緊急強化事業は1万5,000円の補正を、次の放課後児童健全育成事業は376万円の補正をお願いするもので、これらはそれぞれの事業に対する平成27年度分の国庫及び県費負担金等の精算に伴う返納金でございます。

次に、児童館等施設維持管理事業は1,667万6,000円の補正をお願いするもので、交通児童遊園の給水管から日常的に赤水が発生することから、給水管の改修工事にあわせてトイレの改修等をお願いするものでございます。

次に、児童遺児手当等事業は171万5,000円の補正を、次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業は108万7,000円の補正を、はねていただきまして190ページをお願いいたします。母子・父子家庭自立支援給付事業は13万8,000円の補正をお願いするもので、これらは先ほどと同様に、それぞれの事業に対する平成27年度分の国庫負担金等の精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　188ページの中段のちょっと下なんですけれども、児童館等施設維持管理事業の工事負担金の交通児童遊園のトイレの改修工事ということで、赤水が発生して給水管をかえるついでにトイレもかえるという話を今お聞きしたんですけれども、ちょっとこれは金額が大きいもんですから、もしできれば、例えばトイレとか給水管とか、その辺の内訳の設計金額というのはわかるでしょうか。

○子育て支援課長　予算ベースで申し上げます。屋外便所工事分が519万2,236円、屋内便所工事分が658万4,864円、給水管の改修工事分が489万8,100円でございます。

○伊藤委員　和式があって、洋式にかえるという部分もあるわけですか。

○子育て支援課長　現在の大便所は全て和式でございますので、そちらは洋式に改修をしていくということでございます。

○伊藤委員　全て洋式になるということですか。

○子育て支援課長　はい、大のほうは。

- 伊藤委員 トイレの数を済みません。
- 子育て支援課長 屋外便所が、男子用が大便秘器が1つ、小便器が1つ、幼児用の小便器が1つ、女子用が大便秘器2つ。屋内が、男子用の大便秘器が1つ、小便器が1つ、女子用が大便秘器が1つと、車椅子対応用のものが1つの設置予定でございます。あと、2階の和式トイレを洋式に変更するというのが1つございます。
- 伊藤委員 ここにはないんですけど、2階もあるということですか。
- 子育て支援課長 全部で3つあって、現在、洋式が1つありますので、和式を1つ洋式に変更するというところでございます。
- 委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようであります。
- 続いて、健康づくり課について審査をいたします。
- 当局から補足説明がありましたらお願いいたします。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、平成28年度江南市一般会計補正予算につきまして、健康づくり課所管について説明をさせていただきます。
- 議案書の179ページ、180ページをお願いいたします。
- 歳入でございます。
- 下段の19款諸収入、5項雑入、3目過年度収入でございます。補正予算額は1,050万5,000円でございます。
- 内容につきましては、180ページの説明欄、最下段に健康づくり課所管分がでございます。
- 平成27年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金2,000円でございます。これは乳児家庭全戸訪問事業に係る保健師の person 費、助産師の訪問委託料及び消耗品費を含めた総事業費の3分の1を国から受け入れるもので、平成27年度分の精算分となっております。
- 次に、歳出について説明させていただきます。
- 議案書の191ページ、192ページをお願いいたします。
- 中段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費、補正予算額118万2,000円でございます。

内容につきましては、192ページ、説明欄をお願いいたします。

養育医療給付事業で118万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは平成27年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。養育医療の給付とは、養育のために指定医療機関に入院することを必要とする未熟児に対しまして必要な医療の給付を行い、またはこれにかえて養育医療に要する費用を支給するもので、費用の負担割合が国2分の1、県4分の1、市4分の1でございます。

以上で健康づくり課所管の平成28年度江南市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　　保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の181ページ、182ページをお願いいたします。

上段にございます19款5項3目過年度収入でございます。

182ページの説明欄をお願いいたします。

1節過年度収入のうち、平成27年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金519万4,000円でございます。これは平成27年度の後期高齢者医療療養給付費負担金に係る精算金として歳入するものでございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようではありますが、子育て支援課から答弁訂正がある

ようです。

○子育て支援課長 先ほど交通児童遊園の2階のトイレ改修で、現在3基あるトイレのうち、洋式が現在2基で和式が1基、その和式を1基改修することで、全て洋式にかわるということで答弁のほうを訂正させていただきます。

○委員長 続いて、教育委員会事務局教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長 教育課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の197ページ、198ページをお願いいたします。

197ページ中段、10款2項1目小学校費、13節委託料は、学校施設改造事業といたしまして、古知野南小学校校舎便所の改修に係ります積算業務委託料137万2,000円でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

○古池委員 改造事業の内容について改めて。

○教育課長兼少年センター所長 内容でございますが、もともとが古知野南小学校校舎全体の改修を予定しておりましたが、今回、南舎・北舎のトイレのみの改修に方針を切りかえまして、南舎・北舎の男子トイレ、女子トイレの和式から洋式化への改修工事でございます。

○古池委員 数は。

○教育課長兼少年センター所長 トイレの箇所自体が全部で12カ所ございまして、北舎の和式が男女合わせて42基、洋式が男女合わせて12基、小便器が24基ございましたものを、改修後、全て洋式にかえまして、洋式が54基、小便器はそのまま24基でございます。南舎でございますが、和式が男女合わせて39基ございました。洋式便所が12基、小便器が30基ございましたものを全て洋式にかえまして、51基と小便器が30基でございます。

○古池委員 実は古知野南小学校は体育館の外づけにトイレがあるんですけど、非常に汚いというか、男女兼用みたいで、入り口が。こちらのほうまで

は手が回りませんか。

○教育課長兼少年センター所長 申しわけございません、今回は体育館のトイレは改修の対象には予定をしておりません。

○古池委員 また検討してください。お願いします。

○河合委員 基本的にちょっとお聞きしたいんですけど、大規模改修の見積もりをとっていますよね、既に。そこに項目別でずうっと出てないんですかね、積算は。

○教育課長兼少年センター所長 委員おっしゃるとおり、平成26年度に大改造の設計をして設計図書がございますが、南舎・北舎それぞれ、例えば配管工事であるとか、電気工事であるとか、床工事というようなくくりでもって積算がされておまして、例えば部屋ごとだとか、トイレであるとか、教室ごとでの積算ではないものですから、今回、トイレの部分だけを抜き出すための積算業務を行っていただくために今回お願いするものです。

○河合委員 大規模改修の設計をやられた業者と今回出す業者は同じなんですか。

○教育課長兼少年センター所長 大規模改修の設計を行ったところに今回のトイレ改修の抜き出し部分をお願いする予定でございます。

○河合委員 それにしてはちょこっと金額が高過ぎるなど。先ほど課長さんが、水道がある、何々がある、そんなものはトイレを直すにはつきものですね、電気も。だったら、そういう項目があるなら、うちの建築課でやれんのだろうか。足し算するだけじゃん、トイレ12カ所。たった12カ所や。1カ所幾らとそれぞれ出ておるわけでしょう、みんな金額は。全体で出ているのか、トイレ。

○教育課長兼少年センター所長 全体で出ていますので、トイレの部分だけを、もちろん便器の取りかえはそうなんですけれども、配管の部分ですとか、電気の部分とか、全体の中からトイレだけを抜き出してくるというふうに聞いております。

○河合委員 そんな見積もりになっておるのだろうか。校舎全体の配管工事は幾らで、今回はトイレの部分だけは幾らと、そんな見積もりだろうか。そんなことだったら、全く見積もりをやり直しならもっとかかるような気がする

るんだけど。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 55 分 休 憩

午後 1 時 57 分 開 議

○委員長 再開をいたします。

今の河合委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

○教育課主幹（梅本） まず積算のほうなんですけれども、平成26年度のと
きに古知野南小学校北舎・南舎の大規模改造をやるということで設計を行っ
ております。発注区分としましては北舎をやってから南舎をやると、2カ年
で発注するような形を想定しておりました。

それで、北舎につきましての設計なんですけれども、トイレだけを発注す
るとか、そういったことについては想定しておりませんでしたので、積算を
する段階で、例えば、先ほど課長からもちよつと答弁がありましたけれども、
配管につきましても、これは学校内はトイレ以外にも手洗いとかそういった
ところもございます。そういったものの数量とトイレの数量というのが合算
された形で設計書のほうには出てきております。

電気についてもしかりでして、電気工事を行うに当たって照明器具を捉え
て、普通教室にもございますし、トイレにもございます。今回、トイレをや
るに当たりましては暖房便座に切りかえるということもございまして、今ま
ですと、全体の電気をなぶるということもありますので、それに伴った電
気容量の計算とか、そういった形で全体で計算しておったものを、トイレの
暖房便座を取りつける、トイレの電気を交換する、そういったことでの電気
設備のほうの設計というのをしております。

それで、今回補正を上げるに当たりましては建築課のほうとも協議を行
いまして、まずは内部で積算できんものかというのはお話しさせていただきました。
ただ、先ほどの説明のように、建築課のほうからは、そういった拾い
出しの作業がかなり膨大な量になってくるということもございまして、その結
果、こういった積算の再積算を行うということで、設計内容に熟知した伊藤
建築設計事務所のほうに随契でお願いするのがいいんじゃないかという結論
になりまして、補正予算として計上させていただいたということでございま

す。

ちなみに、一から設計するとどんなもんかかるんだというようなことも、参考なんですけれども、そういったこともいろいろ議論いたしまして、一から設計をやるとなると400万円とか500万円がトイレ部分だけでもかかってくるよという中で、今回は拾い出しだけの作業ということもありますので、この計上しております137万2,000円ということをお願いしているというふうで、計上させていただいたところなんですけれども。

- 河合委員　納得できんけれども、大体電気なんていって、もとの線が細いんでかえるというなら別なんだけど、今来ておるやつをトイレの中だけ張りかえるだけの話だから、幹線をかえるわけじゃないからその部分で決着つくし、トイレの中の配管もそうじゃないですか。手洗いは外に置いてあるよね。そこをなぶるわけじゃないでしょう。中だけなぶるだけだから、そんなに難しい話じゃない。

だから、少し最近の傾向を見ておると安易に委託し過ぎ、江南市のいろんな部門で。やれるところはやっぱりある程度やらないかんと思う、庁内で。教育がやるわけじゃない、建築がやるでいかんのだけれども、少なくとも大規模改修の基本の見積もりがあるんだから、そんなに私は難しいとはとても思わんのけれど、あなたたちは配線がどうのこうの、配管がどうのこうのと言われるけれども、そんなものトイレの中だけをやるやつだから、ほかをなぶるわけじゃないからそんなに難しい作業じゃないと思うんだけど、非常に安易に委託をかけ過ぎだと思います。

- 委員長　私もちょっと疑問があるんだけど、最終的には大規模改修をやるんだよね。これで終わりか。大規模改修をやるとするならば、トイレだけだからといって配管のあれを小さくした、そうしたら大規模改修のときにまた大きくしなきゃいけないとか、ちょっと単純な疑問なんだけど。

- 教育部長　今回の積算業務の委託につきましては、トイレだけの設計といえますか、積算といえますか、設計のほうが工事を実施するに当たりましても交付金を申請するに当たりまして必ず要ると。そんな中で、大規模改造のデータがもう既にある委託会社、そちらのほうに委託して、その部分を取り出してそういう設計をつくるというのが効率的であるというふうに判断し

たために、今回補正のほうをお願いするというものでございます。

そして、大規模改造はこれからどうなるんだということですが、大規模改造につきましては、校舎全体をするについては、これが多額な費用を要しますので、国の施設に係る交付金をどうしてもとっていかねばいけないような事業だということと考えております。しかし、国、文部科学省のほうになるんですが、そちらの方針といたしましては、まずは耐震化、全国的にやる、まだ耐震化されていないところに交付金を充てるという方針もございますので、大規模改造の交付についてはなかなかここ数年は厳しい状況が続くと見ております。

そこで、じゃあこのまま校舎の改造をストップするのかということになりますので、しかしながら、古知野南小学校につきましては既に設計のほうができていると。できているのであれば、それを無駄にはしたくないと。これを生かして少しでも校舎の改造は進めていきたいという考えで、まずは古知野南小学校のトイレの改造をやりたいということで今回上げさせていただいたということでございます。じゃあこれで古知野南小学校の改造は終わりかということですが、それは国の交付金がどういう状況になるかによろしいと思いますので、いつからやる、いつまではできないということは、今は申し上げられないということでございます。

○河合委員 トイレの改修については、補助金というか、交付金というのはいかがでしょうか。

○教育部長 現在、その交付金の対象となるべく手を挙げているといたしますか、エントリーをしているという状況でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長 生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の177ページ、178ページをお願いいたします。

生涯学習課所管の歳入でございます。

中段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料でございます。説明欄の生涯学習課分、江南緑地公園テニスコート使用料初め4項目で15万9,000円でございます。

次に、12款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料の公民館使用料15万6,000円でございます。同じく4節保健体育使用料4万7,000円、説明欄、市民体育会館使用料初め4項目でございます。

続きまして議案書の195ページ、196ページの最下段をお願いいたします。

生涯学習課所管の歳出でございます。

8款4項4目都市公園テニスコート費でございます。補正予算額は8万6,000円でございます。

内容につきましては、196ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

体育施設等維持管理事業といたしまして8万6,000円の補正をお願いするもので、これは使用料改定に伴い、申請用紙に係る印刷製本費が必要となるものでございます。この事業に対しましては、特定財源として江南緑地公園テニスコート使用料1,000円、蘇南公園テニスコート使用料2,000円を予定しているものでございます。

続きまして議案書の199ページ、200ページ上段の表をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。補正予算額は87万4,000円でございます。

内容につきましては、200ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

公民館施設管理事業といたしまして87万4,000円の補正をお願いするもので、これは公民館における使用料の新たな徴収に伴う経費で、警備委託料や耐火金庫の購入費などがございます。この事業に対しましては、特定財源として公民館使用料15万6,000円を予定しているものでございます。

下段の表をお願いいたします。

10款5項1目体育費でございます。補正予算額は275万3,000円でございます。

す。

内容につきましては、200ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

体育施設等維持管理事業といたしまして23万3,000円の補正をお願いするもので、これは使用料改定に伴い、申請用紙に係る印刷製本費が必要となるものでございます。この事業に対しましては、特定財源として江南緑地公園グラウンド等使用料4万2,000円、蘇南公園グラウンド等使用料11万4,000円、市民体育会館使用料2万8,000円、武道館使用料1万5,000円を予定しているものでございます。

はねていただきまして201ページ、202ページをお願いいたします。

学校体育施設開放事業につきましては4万3,000円の補正をお願いするもので、これは使用料改定に伴い、申請用紙に係る印刷製本費が必要となるものでございます。この事業に対しましては、特定財源として中学校夜間グラウンド使用料3万9,000円の増、中学校夜間施設使用料3万5,000円の減を予定しているものでございます。

次にその下、新体育館建設事業につきましては、戦略プロジェクト事業で247万7,000円の補正をお願いするものでございます。これは市民プールの取り壊し等工事において、プール槽内のFRP防水の剥離や、その廃棄物などに新たな費用が生じたことによるものでございます。

説明は以上とさせていただきます。

なお、市民プール取り壊し等工事費の補足説明といたしまして参考資料を作成しております。委員長の許可をいただいておりますので、お席に配付させていただきます。また、参考資料の説明は統括幹よりさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

〔資料配付〕

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　それでは参考資料を説明させていただきます。

まず1番目でございますが、補正理由としまして、市民プール取り壊し等工事において、プール槽内の防水塗装の剥離と、その廃棄物処理をするなど、新たな費用が生じたためとしております。

2番目に補正予算額でございますが、10款5項1目、補正前工事費と補正後工事費を差し引きしたものを補正予算額として247万7,000円お願いするものでございます。

3番目に追加工事費とありますが、こちらは373万円。これは、市民プール取り壊し等工事費で予算の執行残がございますので、その125万3,000円を247万7,000円に足したものが373万円となるものでございます。

4番目に追加工事の内容でございますが、FRP防水が2,505.03平方メートルの剥離と、剥離したFRPの廃棄が34.2立方メートルとなっております。

なお、下段には、FRP防水とはという説明を加えさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　これは議案質疑でもあったんですけど、防水加工をしているということなんですけど、プール自体が結構年数がたっていますよね。この防水加工というのは1回やってあるだけなんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　最初は普通のモルタル塗装と申しますか防水をして、あと塗装を行っておりましたが、その後、経年劣化による亀裂等の補修という意味でFRP防水を施工してございまして、回数としては1回の施工でございます。

○野下委員　それは何年の工事ですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　まず平成12年度に幼児プールの防水塗装工事を施工しております。その後、平成14年には50メートルプール、そしてその後、平成17年度には25メートルプールの防水塗装工事を実施しております。

○野下委員　そうしますと、平成12年度、平成14年度、平成17年度ということですから、こういう防水加工をすることによって今回の取り壊しについては、前ちょっと把握していないという話だったんですけど、こんだけの履歴が残っている以上は、こういう防水加工をすれば今回の取り壊しのときに廃棄処分しなくてはいけないと、当然わかっているものじゃないんですかね。水面が上まで来ていたとか、それはちょっと言いわけですよ。その点どうで

すか。

- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　本会議のほうでも御説明をさせていただきましたが、この工事履歴というものが、最初の実施した市民プールの工事費、そこには当初の普通の塗装で仕様が書いてございまして、この変更の防水塗装を行った工事の履歴というものが、私ども体育館の実質管理は、工事目的物が終わりますと成果物が体育館のほうに来ているわけでございますけど、煩雑に管理をしておりましたので、こういった工事履歴を設計に際して提出ができなかったというものでございます。
- 野下委員　　ですので、先ほど河合委員もありましたけど、こうやって追加の補正予算に出てくるという形になってしまいますので、この辺の情報は行政としてはしっかりとやっぱり保管をして、そして工事の当初の段階で入れ込んでいかななくてはいけないというのが普通じゃないんですかね。どうですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　おっしゃるとおりかとは思いますが。私どもも、大きな取り壊し工事でございますので、設計に際しては十分な注意を払いながら、設計情報を的確に業者に伝えることが正しいやり方ではないかと思っておりますので、今後は注意深く、注意をしながらこういったことのないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 河合委員　　関連でお願いいたします。そもそもこれは誰が設計したんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　新体育館建設工事ということで、設計業者は、基本設計と実施設計を委託しております佐藤総合設計事務所に委託をしております。
- 河合委員　　工程からいくと、まず佐藤総合設計が設計したと。その後は庁内はどういう工程で確認しておるんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　基本設計、実施設計という部分で設計をした後は、設計を担当する建築課へ設計依頼をかけて、そこで再設計、単価の置きかえ等を行った後、発注という形をとらせていただきました。
- 河合委員　　議案質疑にもあったように、目で見えるところですよ、それをもともと設計した佐藤総合設計が見落としておったと。輪をかけて庁内の

建築課も見落としておるといふことで、これは最初247万円かなと思っておいたら、実際にはきょう出た373万円がかかったと。それは落札のあれがあるでいかんけれども、実際にはこの工事だけで373万円という持ち出しになるわけですよ。

その前に、ちょっと古い話で、こことあんまり関係ないかもしれんけれども、去年の門弟山小学校の排水もそうじゃないですか。あれも設計が忘れておったと。あのプールを忘れておって約360万円。今回ここで373万円。まだ言うならば、土木だでいかんけれども、平成橋も結局5センチ、見積もりしたら実際には10センチだったと。これが百何万円。全部そういう設計のミスにかかわらず、江南市は、はい、わかりましたといつて全部払うわけだよ。本当にそれで江南市はいいんですか。業者にしてみれば、まあいいわ、江南市は。まあ、ミスしても全部江南市は払ってくれるわと。それでは私はいかんと。

今回についても、どういう注意をされたのか、この業者に、設計ミスした。それとペナルティーはないのか。その辺、どうこれから対応していくんですか。

○委員長 河合さん、なかなか答え切れないので。

○河合委員 副市長さんがお見えになっておるので、ぜひ副市長さんに。副市長さんには2点ほど、まだこの後もあるでいかんけれども、まずこういったときのペナルティーをどうするんかと。普通、民間なら半々持ちだとか、そんなもん設計ミスだから全部あなたのところの責任でしょうというのが通常なんです。行政は、はい、わかりましたといつて全額払う。こんなことでは、市民の貴重な財源を使っちゃうんです。誰が責任をとるんですか。ちょうど副市長さんをお願いしておりますので、ぜひ。

○教育部長 FRP防水の廃棄が必要だと判明した段階で設計業者のほうに事情を聞くということはしておまして、その際、先ほど言われるように、もともとこれが当初の設計にどうして盛り込まれなかったのかという話の中で、やはり竣工図面を渡して、それをもとに取り壊しの設計をしていると。その竣工図面の中にそういった履歴、あるいはそういった確認ができなかったという話ですので、それはやはり先ほどの統括幹の話のように、私どもの

管理、この履歴の管理ですね、それがしていなかったのが大きな要因かなと
考えているところでございまして、損害賠償につきましては、それによって
江南市が、こちらの今回補正をお願いする部分についての江南市にとっての
損害というのは発生はしていないという判断でございます。

○河合委員　確かに図面が古かったと言えればそれまでなんだけど、実際に図
面で設計するわけじゃないですよ。実際に現場を見に来るでしょう。図面
上だけで見積もるわけじゃないでしょう。設計するわけじゃないでしょう。
それは現場を見に来て、本当にそういうふうになっておるか確認するわけ
ですよ。当然、水が張ってあっても、張ってない部分が少なくとも1メー
ターずうっとあるわけですよ。幼児用プールなんていったら浅いから、上から
見れば幾ら水が汚れておってもみんなわかりますよ。塗装かFRPかは見れ
ばわかるじゃないですか、普通の設計者なら。表面がつるつるだとか、それ
で判断すれば塗装かそういう加工をしてあるかがわかるわけですよ。それは
理由にならんとする、業者の。

○教育部長　私もFRPについてさわったりとかをしたことがないものでい
けないんですが、ただ、聞くところによりますと、見ただけではなかなか判
断しづらいということは聞いております。それで、私が先ほど設計図の管理
がまずかったんではないかという、それが大きな原因であるということでご
ざいます。ですので、現場の確認が視認だけ、見た目だけで、既にもう先入
観が塗装だという、FRP防水はしていないという前提で恐らく確認が不十
分であったということは、それはそうだと思いますので、大きな原因は設計
図の管理の問題だと思いますが、設計会社、あるいは確認をした設計担当に
原因がないとは申ししていないわけで、ですが、大きな原因は設計図の管理に
あったのではないかと考えているということでございます。

○河合委員　監査だで決算の質問はできんけれども、今のプールもそうだし、
門弟山小学校のプールの排水もそうじゃないですか、設計が見落としておっ
たと。それで丸々私の資料でいくと356万5,200円追加だということ、これ
も設計業者が見落としておったわけですよ。これについての責任はどうす
るんだと。じゃあ江南市が全部持つのかということ、橋の話もしたんだけ
ど、結局、業者にしてみれば、江南市は追加や変更なんかを出してもみんな

認めてくれるわという風潮ができるのが非常に怖いなど。だから少なくとも、厳しく指導するのはもちろんのこと、少なくともある程度のペナルティーを与えなければ私はこの体質は変わらないと思いますので、ぜひその辺のところを一度副市長さんに御見解をお聞きしたいなと思います。

- 委員長 担当のところだけではちょっと十分な答弁がしかねるかと思しますので、要請もありましたので、副市長さんに御出席を賜りたいと思います。暫時休憩いたします。

午後 2 時 24 分 休 憩

午後 2 時 25 分 開 議

- 委員長 それでは再開をいたします。

河合委員のほうから、市民プールの取り壊し工事の補正予算について、設計業者の責任ということと、あわせて職員のほうも図面をきちんと保管しておかなかったというミス、それと実際に現地を見に行つてなぜそのところが見抜けなかったのかという面での原因、そういうことからして設計業者に対する責任、それから職員の問題などについていろいろと質疑がありました。副市長さんもたまたま傍聴していただいていたようでありますので、詳しい経緯は説明抜きでいいかと思いますが、見解のほうをよろしく願ひいたします。

- 副市長 まずもって、今回このような補正予算、総額 247 万 7,000 円という補正を議員の皆様方をお願いをしなけりばならなくなつた件、本当に心からおわび申し上げます。

実はこの件に関して私もいろいろ調べてみました。先ほど河合委員のほうから質疑がありまして、まさにそのとおりだなと。私ここへ来るまでに、この補正予算のことがあつたので、建築課職員、それから都市整備部長ともいろいろと話をしてまいりました。やはりそこには、本当に言われるように、業者のほうもですけれども、この図面を渡して、この図面で設計をしている。その間に、いけないことは、本来、生涯学習課のほうで一つの建物に対する設計図というものが、当初のものから始まって、その後の改修の設計図は全て同じところに取りまとめて、わかるようにしておかなきゃいけない。仮にそれがわかるとところにあつたかもしれませぬけれども、結果的に業者に指示

されたのは当初だけのものであったという私たちの不備。

それから、教育部長も申しあげましたけれども、現場へ行って見たわけですが、これはやはり業者側もですけれども、私たちもそうですが、本来の改修工事、今のFRP防水を少し悪くなって改修する、プール自体の改修をするとすると、これは言葉を選んでしゃべらないかんかもしれませんが、もう少し慎重な設計の取り組みがあったやもしれません。ところが、お互いに市の側も、それから業者側もかもしかかもしれませんが、業者のほうは「かも」という言葉を使わせていただきますが、取り壊しだったということの甘さがお互いにあったものと認識しております。

そうしたことから、今回、年度内で幸い工事をするための予算を議員の皆様をお願いすることができるので、それだけは幸いですけれども、結果として皆さん方にこういう御迷惑をおかけしなきゃいけない、この結末を非常に私ども反省しております。

そこで、都市整備部長ともいろいろ詰めてまいりましたが、やはり第一は、先ほども申しあげましたように、事務方とすれば、まず設計図面をしっかりと管理する。そして改修であろうと取り壊しであろうと、一つの設計見積もりをお願いするときには、基本的には、できる限りといいますか、必ず見積もりをとる業者と一緒に現場へ出向いて、自分も設計図を見ながらお互いにどうすべきと、どういう工事ということの確認を徹底すると、これが一番大事です。それが最近ちょっと怠っていたことなんだろうなど。

それから見積もりが出ましたら、当然、今回は建築課の職員が確認したといいますが、やっぱり確認の仕方の甘さも、先ほど言いましたけれども、解体ということの甘さがあったと思います。したがって、解体の場合も含めて、しっかりと生涯学習課の職員と一緒にチェックをする、こういうことをしっかりやっつけていかなきゃいけませんし、最終的に出る見積もりについても設計図どおりかどうかをしっかりと責任持って管理するということが大事だと思います。

そこで、今回、河合委員からは監査の御指摘もいただきながら、実は私、講評を受けに参りましたので、この門弟山小学校のプールの排水工事の件につきましてはもう一人の倉知監査委員さんからも厳しく御指摘を受けており

ますので、これはすぐ私ども改善できるようにしっかり取り組んでおります。

こういったことを踏まえまして、業者の責任問題、職員の責任問題のことがあるんですが、業者の責任を問うに当たりましては、やはり私どものチェックの甘さもありましたので、一概に業者だけの責任にすることができないものと私は判断しております。

そこで、今後こういったことがないようにするために、業者の責任をしっかりと明確にするような方法、そのためにはやっぱりチェックをしなきゃいけません。チェックと確認のお互いのしっかりした認識の中で、しっかり書類を取り交わすなど、そうしたことをした上での相手の責任を求めていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、そのところをしっかりと建築課と含めて取り組んでいきたいと思っております。

今回、生涯学習課で出ましたけれども、昨年話を聞きますと、健康福祉部でもほかの部でも出ております。これは河合委員おっしゃるように、少し職員のチェックの甘さが出ていないかと。それから、何でもかんでも業者に丸投げしていないかということもおっしゃいました。これは少し言いわけをさせていただきますと、どうしても限られた職員の中でやっておるものですから、これが通常の窓口業務とかをやっている課ですと、繁忙期などは臨時パート職員をお願いして乗り切ることも可能ですが、どうしてもこういう建築等の業務ですと一般の方にはお願いができません。したがって、繁忙期対応ということもあって委託をやむを得ず、本来職員でできる部分もあったかもしれませんが、外部発注したところもあります。それだけは御理解、御勘弁いただきたいと思っております。

いずれにしても、今後こういったことがないようにしっかり取り組んでまいります。今回の件、大変御迷惑をかけて済みませんでした。

○河合委員　ありがとうございました。ペナルティーも含めて検討していただきたいと。

もう1点、お願いというか、体育館のプールを壊したと。今から建築へ入るわけだけれども、体育館の職員の中で、結局そこに担当しておるのは1人だよ、ほとんど。彼一人だ、名前は言わんけど。で、新しく今から建てていくのに本当に1人で大丈夫かなと。彼に負担が物すごくかかっておるよう

な気がしてならんのだけれども、何とかフォローする誰かを1人つけてあげないと、これから建てていく上で非常に彼への負担が大きいような気がするもんで、少しその辺のところを考えてあげてほしいなと思いますので、要望だけしておきます。

○委員長　　ちょっと私、1つ先ほどの件でわからないところがあるんですけど、結局これは設計業者ではなくて、実際の取り壊し工事をやっている業者から、このFRPについてはそのまま、いわゆるほかのコンクリやなんかと一緒に処分することはできませんよという指摘があって、こういうことになったんですか。どこからの指摘でこの問題が発覚したんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　これは実際に工事を請け負っている業者から、部分的に壊したところFRPであるという確認ができたために、剥離して処分する必要があるということが判明したため、わかったものでございます。

○委員長　　逆に、そのままその業者からの指摘がなくて出しちゃったら、今度はこれで非常に大きな、今度は江南市が問題の指摘を受けることになるので、廃棄物処理の。そういう問題でもあるんだよね。

内容的には、実際に費用は書いてありませんけれども、追加工事の内容で、実際にこの373万円の追加工事で幾らぐらい必要だったのかというのが後で明確になれば出していただきたいと思いますけれども、たまたま今定例会にプール取り壊し工事請負契約の報告がありまして、契約金額としては5,335万2,000円でいったわけですね。それが実際には247万7,000円追加しなきゃならなくなったということになるわけです。いろいろ副市長からもおわびやら今後の問題について答弁がありました。ぜひしっかり教訓にして対応して行っていただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後2時36分　　休　憩

午後2時38分　　開　議

○委員長　　再開をいたします。

この点についてはこの程度にとどめまして、ほかに、今まだ生涯学習課の補正予算でありますから、これ以外について。

○伊藤委員　　200ページの公民館施設管理事業の中の備品購入費、耐火金庫とかワークテーブルとあって、先ほど公民館の設置のところで手数料の関係で説明はあったと思うんですけど、ワークテーブル、ほかの部署というのは耐火金庫だけなんですけれども、ワークテーブルがここだけが入っていると。これはどこの公民館か、先ほど聞き漏らして申しわけないんですけども。

それとあともう1点なんですけれども、当然、耐火金庫をあちらこちらに買うわけですよね。各所属が今の予算を上げているんですけども、購入する場合は、まとめて買って入札をかけるということで理解していいですか。

○生涯学習課長　　まずワークテーブルの件でございますが、古知野東公民館に購入いたします。古知野東公民館につきましては事務室が非常に狭いというようなことで、金庫の置き場がないというような現状がございますので、ワークテーブルを買って金庫をおさめるというようなものでございます。ワークテーブルの規格でございますが、天板が1メートル掛ける0.4メートル、高さが0.7メートル、天板の素材ですが、メラミン樹脂化粧板というようなものでございます。場所が狭いということで、どうしても書類等の整理も必要なんですけど、このワークテーブルで整理をしていくというようなものでございます。

あと、耐火金庫の購入の件でございますが、ちょっと私から申し上げるのはどうかというところもあるんですけど、まとめて買ったほうが当然安いということで、どこか総務課なり担当課、一つの課がまとめて買ったほうがいいんじゃないかというふうには考えております。

○委員長　　これは3カ所ということでいいですか、耐火金庫は。

○生涯学習課長　　はい、公民館3カ所です。

○野下委員　　せっかく新体育館のあれが出ていますけど、今回、別の部署のほうから新体育館の入札の業者等も出ておりますけど、大きなプロジェクトの中で、江南市の業者がとってみえるところもあるし、そうでないところもあるんですけど、やっぱり江南市の業者のほうに少しでも多くのチャンスを与えていただけるように、地元の業者のほうで工事ができるような形で改めて要望をお願いしたいなと思っております。

○委員長　　暫時休憩をいたします。

午後 2 時42分 休 憩

午後 2 時44分 開 議

○委員長 再開をいたします。

議案第91号については、他に質疑はないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

この際、お伺いいたします。教育委員会事務局生涯学習課から補足説明ということで資料が配付をされました。議場配付とするか、この委員会審査資料としてとどめ置くかということですが、いかがいたしましょうか。

〔「とどめ置く」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、とどめ置くとの意見がありますので、配付されました資料につきましてはそのように取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時45分 休 憩

午後 2 時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第92号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時46分 休 憩

午後 3 時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第92号につきまして御説明申し上げますので、議案書の203ページをお願いいたします。

平成28年議案第92号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,835万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,528万4,000円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

はねていただきまして204ページに第1表 歳入歳出予算補正、205ページから207ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

続きまして208ページ、209ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

2款2項4目制度関係業務準備事業費補助金285万1,000円と、その下にございます9款1項2目その他繰越金、補正予算額1,615万2,000円と、10款3項6目過年度収入、補正予算額2,934万7,000円でございます。過年度収入につきましては、平成27年度の退職者医療制度に係る療養給付費等交付金に係る精算金として歳入するものでございます。

その他の補正予算の内容につきましては、歳出により御説明申し上げますので、210ページ、211ページをお願いいたします。

上段の9款1項1目償還金及び還付加算金で、補正予算額は4,549万9,000円でございます。

内容につきましては、211ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保険給付事業の過年度国庫支出金返納金支払事業におきまして4,549万9,000円の補正をお願いするもので、これは平成27年度分の国庫支出金の精算に伴う返納金でございます。

続きまして12款1項1目一般管理費で、補正予算額は285万1,000円でございます。

内容につきましては、211ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

国民健康保険システム整備事業のシステム改修委託料として285万1,000円の補正をお願いするもので、国民健康保険制度が平成30年度から都道府県と共同運営化されることに伴い、本年度、都道府県へ新たにシステムが導入されますが、このシステムには各市町村の約170項目のデータが必要となるため、システム改修を行い対応するものです。なお、特定財源といたしまして、全額、国の制度関係業務準備事業費補助金が充てられるものでございます。

以上で議案第92号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　1点ちょっと私のほうから伺いたいんですけど、平成27年度国保の決算を見ると6億の繰越金があるんで、今回1,615万2,000円しか出ていないわけですけど、あと基金への積み立てとか、そういう予定はないんでしょうか。

○保険年金課長　平成27年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出の差し引き額、いわゆる剰余金につきましては6億339万9,056円となっておりますが、これに対しまして、平成28年度の当初予算で3億3,338万円を、この9月定例会におきまして1,615万2,000円の補正予算をお願いしております。剰余金6億339万9,056円に対しまして3億4,953万2,000円を予算化するというところで、剰余金の2分の1を下らない金額を基金に積み立てることができないということでございますので、基金への積み立てを行わない予定でございます。

○委員長　去年聞いたんですけど、2分の1という規定は特別会計には適用

されないような話だったんですけど、介護保険のほうでは積み立てが今回行われるものですから、あえて2分の1でなくても、当初予算でこの繰越金全額をつぎ込んじゃうということよりは、一旦基金に積んで、できる限り自力でやれるというふうにしたほうがいいかと思うんですけど、そういう予定ではないのか。

○保険年金課長 地方財政法の第7条の規定の件でございますけれども、この規定につきましては一般会計だけでなく、国民健康保険の特別会計につきましてもその適用を受けるものというふうに認識をしております。

○委員長 だとすると、やらなきゃいけないでしょう。6億円があつて、半分を積んで、そして運用するというふうには。一旦積んだけど、足りなくなつて取り崩すということにはなると思うんですけど。

○保険年金課長 当該剰余金のうち2分の1を下回らない金額を積み立てるということでございますので、今回は2分の1を下回ってございますので、流用後の金額がおおよそ2億5,000万円ということでございます。実際の剰余金のほうは昨年度の差し引きが6億339万9,056円となつてございますものですから、2分の1を下回らないという規定のもとに基金への積み立てを行わないとするものでございます。

○委員長 監査委員さん、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時09分 休 憩

午後3時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第94号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第94号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは議案第94号について御説明申し上げますので、議案書の227ページをお願いいたします。

平成28年議案第94号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億509万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,558万2,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては228ページに掲げております。

また、229ページから231ページには歳入歳出補正予算事項別明細書掲げております。

続きまして、最初に歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、232ページ、233ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費交付金は、過年度分介護給付費交付金543万9,000円でございます。

次にその下の2目地域支援事業支援交付金、過年度分地域支援事業交付金1万3,000円でございます。

次に7款2項1目基金繰入金、江南市介護保険事業基金繰入金186万5,000円でございます。

次に 8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金で9,777万5,000円でございます。
続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして234ページ、235ページをお願いいたします。

上段の 3 款 1 項 1 目基金積立金でございます。補正予算額は6,355万6,000
円でございます。

内容につきましては、235ページの説明欄をお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護保険事業基金積立金事業の補正をお願いする
ものでございます。地方財政法第 7 条第 1 項による余剰金の積立金といたし
まして、平成27年度の繰越金から国庫負担金等の精算による返納額を差し引
き、6,355万6,000円を積み立てるものでございます。

続きまして下段をお願いいたします。

6 款 1 項 1 目償還金及び還付加算金でございます。補正予算額は3,771万
6,000円でございます。

内容につきましては、235ページの説明欄をお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護給付費等返納事業に3,701万6,000円の補正を
お願いするもので、平成24年度の調整交付金の精算及び平成27年度事務費国
庫交付金並びに介護給付費等に係る国庫及び県費の負担金・補助金の精算に
伴う 8 件の返納金でございます。

次に、介護保険料還付事業に70万円の補正をお願いするもので、所得更正
に伴う過年度介護保険料の還付に不足が生じる見込みとなったため、補正す
るものでございます。

次に、はねていただきまして236ページ、237ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般会計繰出金で382万円の補正をお願いするもので、介護保険
システム改修に係る繰越明許費予算の精算をするものでございます。

以上で議案第94号の説明を終わらせていただきます。補足説明はございま
せん。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　ことしから課長さんになった方に質問するのはちょっとわから
んかもわかりませんが、235ページの平成24年度分調整国庫交付金返納金

というのがあるんですけども、今ごろ平成24年度が出てきたというのは、
どういう経緯経過でこういった話が出てきたんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　これにつきましては、平成28年3月17日に実施されました平成24年度から平成26年度までの3年間の会計実地検査におきまして、平成24年度の財政調整交付金が過大に申請されていると指摘がありまして、その結果、算定誤りによる116万5,000円の返還に至ったということでございます。

○河合委員　これは国の会計監査でわかったということなんだけど、ほかの市でも同じような状況があったのか。また、この返納金というのは江南市は多いほうなのか。

○高齢者生きがい課長　他市でも同じようなことで指摘があったというふうには聞いております。100万円以内ぐらいの金額、90万円台ぐらいだったと思いますけど。

○河合委員　先ほどちょっと休憩時間に副市長さんに聞いたら、100万円以上は払いなさいということらしくて、江南市は116万5,000円だから江南市は払わないかんということで、ただ、払うのはいいんだけど、これに伴う財政調整基金の歳入不足というのはなかったんですか、計算間違いだという中で、あるような気がするんだけど、どうなんだろう。

○委員長　暫時休憩いたします。

午後3時18分　休　憩

午後3時22分　開　議

○委員長　再開をいたします。

河合委員の質疑に対する答弁を求めます。

○高齢者生きがい課長　過去にさかのぼりまして調査をしていきたいと考えています。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは質疑も尽きたようでありますので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 23 分 休 憩

午後 3 時 23 分 開 議

○委員長 再開をいたします。

議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして、議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法につきましては、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課の所管につきまして御説明させていただきますので、決算書の歳入歳出決算事項別明細書の62ページ、63ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段の11款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に最下段の12款 1 項 2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料、高齢者生きがい課の福祉センター目的外使用料から、はねていただきまして65ページ、

備考欄上段の高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの6件でございます。

次に68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料、高齢者生きがい課の高齢者ホームヘルパー派遣手数料から生活支援短期宿泊事業手数料までの3件でございます。

次に70ページ、71ページをお願いいたします。

中段、13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金。

次に74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の13款4項2目民生費交付金、2節社会福祉費交付金、高齢者生きがい課の有料老人ホーム整備費交付金。

次に76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金。

下段の2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金、その下、老人クラブ助成費補助金でございます。

次に88ページ、89ページをお願いします。

19款5項2目12節雑入のうち、備考欄の下段、高齢者生きがい課の緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、歳出でございます。

168ページ、169ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費、右側備考欄、人件費等から、はねていただきまして175ページをお願いいたします。175ページの備考欄の中段、特別敬老事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　169ページの一番最下段の介護老人福祉施設等整備費補助金410

万4,000円とあるんですけれども、有料老人ホームの整備費補助金ということで、この辺のところをちょっと説明していただきたいんですけれども、どういう内容だったでしょうか。

○高齢者生きがい課長 平成25年2月に長崎県長崎市の認知症グループホームにおきます火災が発生しまして、それを踏まえて消防法が改正されました。改正にあわせて、介護保険施設について施設面積にかかわらず原則スプリンクラーの設備が必要となりました。既存施設におけるスプリンクラーの設置ということで、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で全額対応させていただいたものでございます。

○伊藤委員 どの施設かわかりますか。

○高齢者生きがい課長 大間町にありますシルバーマンション和という施設でございます。

○伊藤委員 消防法が改正されてスプリンクラーが設置義務になったということで、この施設、江南市は1カ所だけなんではないでしょうか。

○高齢者生きがい課長 今回調査をしまして、介護施設でスプリンクラーが設置されていないのはこの施設だけだったということで、設置させていただいたということでございます。

○野下委員 171ページの緊急通報装置についてなんですけど、ここに出ている緊急通報装置設置事業ということで、決算に出てくるこのお金は非課税世帯の方に無料でつけるやつですよ。

○高齢者生きがい課長 対象者の方は、65歳以上のひとり暮らしの方と、ひとり暮らしの重度身体障害者の方と、それから要介護者がいる高齢者世帯の方で、常時昼間独居となる65歳以上の高齢者が見える世帯の方で、いずれも住民税が非課税の方が無料で設置されております。

○野下委員 ですから、65歳以上云々のそういう市民で非課税の方については無料で設置という事業なんですよね。課税になっている方は、設置をしようと思っても、結構高額になるんじゃないかと思うんですよね。幾ら設置費用はかかりますか。

○高齢者生きがい課長 これは平成27年11月にシステム変更がされておまして、現在は課税世帯の方ですと月掛け740円で設置できるということにな

っています。ここの決算に載っています回線架設料とかは前のシステムのと
きにかかっていたもので、N T Tに払われたものでございます。現在は架設
料というのは発生していなくて、740円で設置できるということです。

○野下委員　　今の話ですと、平成27年11月からは月々740円を支払うこと
によって、今の一番最初に答弁いただいた非課税の方以外でも設置ができるよ
うになったと。以前は何万円かしたと思うんですけど、これは変わったとい
うことでよかったですか、まず確認。

○高齢者生きがい課長　　コールセンター方式というものになりまして、業者
のほうがかわっておりますので。

○野下委員　　緊急通報システムで、89ページに収入で2,220円が出ておりま
す。これは何ですか。

○高齢者生きがい課長　　こちらが、課税世帯の方がお1人つけられていまし
て、その3カ月分の料金が発生しているということです。

○委員長　　そうすると、今の野下さんの質問のところですけど、平成28年の
決算からは回線架設料とか電話料とか、こういうものは出てこないというこ
とですか。

○高齢者生きがい課長　　この緊急通報装置設置事業では出てこなくなります。

○委員長　　あくまでも、使用料として2,220円入っているけど、今までの人
も全部コールセンター方式に切りかわったということでいいですか。

○高齢者生きがい課長　　そのとおりでございます。

○伊藤委員　　今の上のところなんですけれども、野下委員さんの上の福祉電
話設置事業というのがあるんですけれども、これも架設料が入ってまして、
架設というと当然新しくつけられた方と。対象、扶助費として基本料金とい
うことで、何人の方が今つけられているかということなんですけれども、そ
の辺の内訳というのはわかりますか。

　　あともう1点ですけれども、どういった方が福祉電話を設置できる対象者
でしょうか。この2点。

○高齢者生きがい課長　　まず最初に、どういう方が対象になるかというこ
とでございますが、65歳以上の独居で住まわれている方か、要介護3以上の介
護認定を受けている方ということになります。

設置されている方は、延べ人数でいきますと37の方が福祉電話を設置しておりました。架設料でいきますと、新規で5の方が平成27年度中につけられたということでございます。現在は31の方が電話を設置されております。

○伊藤委員 一番下のほうなんですけれども、同じ171ページの。高齢者住宅改善助成事業で340万円ぐらいあるんですけれども、多分スロープをつけたりなんかするとは思いますが、その辺のところの対象者、どういった方が対象になるのかとか、現在つけられた340万円ぐらいの金額は何世帯ぐらいの方に助成された費用でしょうか。

○高齢者生きがい課長 高齢者の住宅改善事業の助成につきましては、まず介護保険のほうで住宅改修を行った方が、介護保険で料金が出るよりも多くの改修を行った場合に、こちらの制度を利用される方もお見えになります。単独でやられる場合、介護保険に該当しない方がやられる場合ですと、その該当される方は、70歳以上の高齢者の方で、住民税が非課税の方が申請していただければ利用できるということでございます。

利用人数でございますが、住宅改善の助成事業を利用された方は合計で38人お見えになりますが、そのうちの3の方が単独、70歳以上の高齢者の方で、住民税が非課税の方が3人お見えになって利用されております。

○伊藤委員 わかりました。介護の関係と年齢の関係が2つあるということで、よくわかりました。

次の173ページの中段あたり、私ちょっとわからないので申しわけないんですけど、老人保護措置事業とありまして、老人ホーム入所の関係で老人保護措置費というのが約6,500万円あるんですけれども、これはどこの施設なんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 主に、今現在はジョイフルむつみの施設で養護老人ホームを運営しておりますので、そこの入所に当たっての費用と、お1の方が春日井市にありますしょうなあさひが丘というところにお1の方が入所されておりますので、そちらの費用がここに入っております。

○伊藤委員 その下の高齢者生きがい推進事業の中の老人クラブ事業なんですけれども、最近、老人クラブに入ってみえる方が少ないということでお聞

きしているんですけれども、現在、老人クラブの補助金を出している団体は何件なのかということと、あと下の老人クラブ連合会補助金とか、生きがい推進事業費補助金とか、その辺の違いがちょっとわからないものですから申しわけない。

- 高齢者生きがい課長 老人クラブの補助金につきましては、まず老人クラブ補助金というものが、これは地区にある単位老人クラブといたしまして、地区ごとに構成していただいている老人クラブさんに補助金をお支払いさせていただいているものです。ここの内訳は、79団体の方がお見えになりますので、79団体に支払われたものです。

次の老人クラブ連合会補助金につきましては、この単位クラブの連合会ということで、代表の方が集まっている老人クラブの連合会というものがありますので、そちらに補助金として払われたものということでございます。

3つ目の生きがい推進事業費補助金につきましては、これは尾張北部地区の老人クラブが3市2町で構成されておりますので、こちらに4年に1回ですけれども補助を出して、講演会などの事業に充てていただくということで、補助を平成27年度でいきますと15万円払ったということでございます。

- 伊藤委員 生きがい推進事業で、4年に1回と、3市2町と言われたんですけれども、江南市は何かやられたんですか。

- 高齢者生きがい課長 江南市の市民文化会館の小ホールにおきまして、尾張北地区老人クラブ大学講座というのを開いておりまして、講演会をやっております。そのときにお呼びしたのは、石倉有規さんをお呼びして講演のほうをしていただいております。

- 委員長 1点だけ、生活支援通所事業、いわゆる自立型のデイサービスですけど、172ページ、老人ホームへの委託と福祉センターへの委託とあるんですけど、それぞれ人数を教えてください。

- 高齢者生きがい課長 むつみのほう、老人ホームのほうを利用している方は39名です。福祉センターのほう、社協ですけど、利用している方が25名ということになっております。

- 委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは質疑も尽きたようでありますので、子育て支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　子育て支援課所管の決算について説明させていただきますので、決算書の62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

11款1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金は、保育所保育料でございます。

はねていただきまして64ページ、65ページの上段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、2節児童福祉使用料の子育て支援課分は、児童施設目的外使用料でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料の子育て支援課分は、コミュニティ・プール使用料でございます。

2枚はねていただきまして68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、2節児童福祉手数料の放課後児童健全育成手数料初め2項目でございます。

はねていただきまして70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め4項目でございます。

はねていただきまして72ページ、73ページの上段をお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の保育園防音事業関連維持費補助金初め6項目でございます。

はねていただきまして74ページ、75ページの中段やや上をお願いいたします。

13款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の子ども・子育て支援交付金初め3項目でございます。

はねていただきまして76ページ、77ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め3項目でございます。

はねていただきまして78ページ、79ページの上段をお願いいたします。

14款 2項 2目 民生費 県補助金、2節 児童福祉費 補助金の子育て支援課分は、1歳児保育対策費補助金初め5項目でございます。

はねていただきまして80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

14款 3項 2目 民生費 委託金、2節 児童福祉費 委託金の母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

同じページの中段やや下をお願いいたします。

14款 4項 1目 民生費 交付金、1節 児童福祉費 交付金の地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

2枚はねていただきまして84ページ、85ページの中段をお願いいたします。

17款 2項 1目 基金 繰入金、1節 基金 繰入金の子育て支援課分は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして88ページ、89ページの上段をお願いいたします。

19款 5項 2目 雑入、5節 保育園給食費徴収金の3歳以上児主食代実費徴収金初め2項目でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

19款 5項 2目 雑入、12節 雑入の子育て支援課分は、児童福祉等実習指導委託費初め6項目、次のページにまいりまして最上段、児童扶養手当返納金初め4項目でございます。

2枚はねていただきまして92ページ、93ページの中段をお願いいたします。

19款 5項 3目 過年度収入、1節 過年度収入の子育て支援課分は、平成26年度分保育緊急確保事業費国庫補助金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、子育て支援課所管の歳出でございます。

少し大きくはねていただきまして192ページ、193ページをお願いいたします。そこから214ページ、215ページの上段までが3款 2項 1目 子育て支援費でございます。

また少し飛びますが、284ページ、285ページの上段が8款 4項 3目 木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

歳出は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　　平成27年度決算に係る主要施策の成果報告書のほうでちょっとお尋ねします。122ページ、123ページのところにあります働きながら子育てする家庭への保育・育児支援、その中の123ページの一番下のところ、低年齢児受け入れ拡大対策事業というのがあります。これを見ると、今後の方向性というのが「完了」という形になっておりますけれども、この事業はどういうものなのかということと、この「完了」の意味がちょっとわかりません。「今後」ですから、もう終わっているのか終わるのかも含めて事業内容も教えていただけませんか。

○子育て支援課長　　こちらの事業は、平成27年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金という事業の交付金を充てて低年齢児に対する対策を行った工事費を事業費として計上したものでございますので、交付金の事業として平成27年度のみ実施をされたということで、事業については完了ということでございます。

○野下委員　　この交付金を使って行ったということですから、これはどこかの施設等をつくったとかという形で考えてよかったですでしょうか。

○子育て支援課長　　失礼いたしました。施設改修の内容でございますが、布袋北保育園の低年齢児向けの保育室を改修させていただいた事業費でございます。

○野下委員　　よくわかりました。

その表の中で、今後の方向性ということで「投入資源」というのが横を向いています。これはまだ何かあるんですかね。もう終わってれば下を向くと思うんですけど、横を向いているということは、まだこういう方向が出てくるということではないんですか。

○子育て支援課長　　こちらの評価の仕方と今後の方向性の事業費についての向きでございますが、この交付金の事業そのものは平成27年度で完了ということでございますので、平成28年度以降にこの事業が実施されるということではございませんが、評価の仕方の矢印の向きについては、こちらのほうでの考え方ではなくて、事業の成果報告書の作成の方針でこういった記載がさ

れるものだというふうに思っております。

- 野下委員　よくわかりませんが、投資がなければ下を向いてもいいんじゃないかという単純な疑問です、この部分だけはね。
- 委員長　こちらがつくったものじゃないのでわかりませんという意味ですね。
- 子育て支援課長　資料の作成は担当課で矢印等の向きも作成しておりますので、担当課のほうで作成したものであることには間違いございません。
- 伊藤委員　195ページをお願いしたいと思います。この中の一番最下段のちょっと上かな、子ども・子育て支援推進事業の中で特定教育保育事業というところで、ちょっと私はわからぬので申しわけないんですけども、負担金、補助及び交付金の中で3,400万円ぐらい出ているんですけども、その施設型給付費という、この辺のところはちょっとよくわからないものですから御説明をお願いします。
- 子育て支援課長　こちらは平成27年度から始まりました子ども・子育て支援新制度に移行をした私立幼稚園に対する運営費の給付を施設のほうに支払ったものということでございます。
- 伊藤委員　どこの。
- 子育て支援課長　江南市内の江南第二幼稚園と、岩倉市にありますゆうか幼稚園でございます。
- 委員長　ゆうか幼稚園に江南市の子供が行っているということですね。
- 子育て支援課長　そうでございます。
- 伊藤委員　2つの幼稚園に行っていると。わかりました。

あと211ページの中段あたり、子ども会活動助成事業ということで、負担金、補助及び交付金というのがまた230万円ぐらいあるんですけども、最近、子ども会を形成している部落というか、それがだんだん減ってきているという話を聞いているんですけども、減少してきているということですね、子ども会の数が。その辺のところの推移というのは、これは平成27年度なんですけれども、この平成27年度は幾つの子ども会があつて、最近の減少した推移というのは大体わかりますか。

- 子育て支援課長　こちらが活動費補助金を補助させていただいている団体

というのが、江南市の市子連に加盟している子ども会の団体に対して補助をしているということでございますので、子ども会活動をされている団体というのは、市子連に加盟されていなくても、独自に単子の子ども会をされている団体もあるということはお聞きしておりますが、今お尋ねの市子連に加盟している子ども会の数ということでお答えさせていただきますと、平成27年度は43団体でございます。推移ということでございますので、平成25年度は48団体、平成26年度は45団体、平成27年度は43団体ということでございます。

○伊藤委員　だんだん減ってきているということがよくわかりました。実際に数字であらわされているということでございます。

あと215ページの最上段、母子等福祉推進事業とあるんですけれども、これも業務委託料が30万円ということで、どこかに業務委託されているということなんですけれども、その辺の事業の内容と、実際に行った事業があればお聞かせ願いたいんですけれども。

○子育て支援課長　こちらは江南市の母子寡婦福祉会に業務委託をして実施していただいているんですが、実施の内容としては、母子家庭に対するレクリエーションの集いというものを実施させていただいております。内容としては、夏休み中に長島スパランドへ親子で参加していただくということで、毎年実施をさせていただいているものでございます。

○伊藤委員　例えば、バスだと思っんですけれども、バス何台と、何人ぐらい集まって行かれたかというのはわかりますか。

○子育て支援課長　福祉バスの借り上げと、民間のバスを借り上げておりまして、2台で実施をしております。平成27年度は22世帯61人の参加をいただいております。

○野下委員　決算書の201ページのところの真ん中の辺で、保育園の空調設備の改修事業というのが入っております、平成27年度は設計委託となっております。これはどこの保育園か、ちょっともう一回確認で教えてください。

○子育て支援課長　古知野西保育園の空調設備の設計委託料でございます。

○野下委員　この空調というのは、各部屋ごとで空調が設定できるという改修と考えてよろしいですか。

○子育て支援課長　そうでございます。

- 野下委員　古知野西保育園が設計委託料が入っておりますが、今後、あと何園残っていて、それから毎年これは改修していく予定なのかどうかもお聞かせいただけますか。
- 子育て支援課長　現在、空調改修工事につきましては、前年度に設計委託を、次年度に施工工事を行っておりますので、2カ年で1園という計画で進めております。今現在未改修の保育園でございますが、古知野南保育園、中央保育園、あずま保育園の3園でございます。
- 野下委員　今、3つ残っているということですけど、3つでいいですか。
- 子育て支援課長　ちょっと確認させていただきたいので後ほどお願いいたします。
- 野下委員　3つかちょっとわかりませんが、確認してもらうんですけど、これは2年に1回ですから、毎年こういう形で設計委託して、それから改修すると。これはずっとそのまま続けていくという形で考えておいてよろしいですか。
- 子育て支援課長　空調改修の計画はその予定で進めたいというふうに思っておりますが、公共施設の計画の中でまた変更等が生じるおそれはあるかというふうには思っております。
- 伊藤委員　197ページの中段あたり、保育園保育事業のところのコピーの借り上げ料、ファクス借り上げ料があるんですけども、多分これは16園だと思うんですけども、リース期間が普通は5年だと思うんですけども、これは再リースとか再々リースも入れた、前に再リース、再々リースぐらいやってあると思うんですけども、その辺のことと、それも含めた金額か、それだけお聞かせください。
- 子育て支援課長　各施設それぞれ契約時期が違いますので、一番古いのが平成18年4月から5年間で「再」が4つつくぐらいのリース期間を経ている園もございますが、こちらは今年度、全ての園のコピー機を契約を一斉にし直しておりますので、現在は新しいコピー機を使用しているということがございます。平成28年度でございます。
- 伊藤委員　一番古いのは再々リースということですか。
- 子育て支援課長　再々再々再リース、5年間経過した後、5年間再リース

を繰り返した園がございます。

○委員長 合わせて10年ということ。

○子育て支援課長 はい。

○伊藤委員 その間にふぐあいが出ると修繕料というのが、保守が入ってないもんですから、当然、全額市が持たないかんと思うんですけれども、その辺のところの出費というか、そういうことは別に影響なかったわけですか。

○子育て支援課長 実際に保育園のコピーの使用頻度はそんなに高くはございませんので、大きなふぐあいということはちょっと記憶をしておりませんが、10年経過して、修繕の部品等が調達できないということで、メーカーサイドからも再々リース等の利用ももうできないよということで、更新をさせていただいたということがございます。

○伊藤委員 そうすると、5年リースが終わってから壊れるまで再リースを続けるという、壊れそうなきまでというか、再々再利用する、9年間ですかね。それで、5年間は保守が入っていますので、あとの4年間は1年契約ということですから多分保守料は含まれてないと思うので、当然、故障があった場合は全額市の負担という形になると思うんですけれども、そういったふぐあいは今までなくて、これからもそういった形でやっていくということでもいいですか。

○子育て支援課長 今後の機器等のリース料だとか使用料が、いろんな機器の料金なんかが値下がりをしている状況でございますので、そのあたりは更新した場合と再リースした場合の費用対効果等を考えて検討していきたいというふうに考えております。

○委員長 さっき平成28年で更新したというのは、全てを更新されたのか、1つの保育園で更新されたのか。

○子育て支援課長 各園、契約の開始時期がそれぞれ何園かばらばらになっておりまして、10年経過した園と8年以上経過した園とということがございますので、全ての園を16園一括で更新させていただいたということがございます。

○委員長 8年や10年やいろいろあるけど、この平成28年で、いろいろあったけれども、一斉に更新したと。新しいものにかわったということですか。

○子育て支援課長　　そうでございます。

先ほどの空調改修の未改修園でございますが、大変申しわけございません、2園漏らしておりました。布袋西保育園と古知野中保育園、5園が未改修でございます。失礼いたしました。

○古池委員　　児童館ですけど、主な活動というか、その辺についてちょっと簡単に。これは古知野児童館と藤ヶ丘児童館ですね、2館。

○子育て支援課長　　指定管理で運営していただいている古知野児童館、藤ヶ丘児童館につきましては、さまざまな活動をしていただいております。古知野児童館につきましては、古知野東小学校区の学童保育を実施していただいているということもございまして、親子で参加できるような事業だとか、藤ヶ丘ですと団地祭り等、地域の方々とボランティアの方々が一緒に参加できるような事業等も実施をしているということでございます。

○古池委員　　指定管理事業ですので、今までのいとおびあ江南とか図書館、いわゆる年度が終わった2カ月ぐらい後ですか、事業報告が出ますね。この児童館は事業報告がないというふうに見ていますが、以前、最初のころはたしかあったように思います。けど、最近はないようですね。それと、そういう報告の中に、最近ちょっと理事長さんがかかったとかというふうにお聞きしましたけど、その辺のところは報告はないものか、事業報告とあわせて。

○子育て支援課長　　児童館の指定管理者からの事業報告につきましては、毎年度、委員協議会のほうで御報告をさせていただいております、今回の委員協議会にも報告予定でございます。

○古池委員　　全員協議会とかそういう場での報告はない、委員協議会だけか。

○委員長　　暫時休憩いたします。

午後4時14分　　休　憩

午後4時15分　　開　議

○委員長　　再開します。

○伊藤委員　　199ページ、最上段の保育園給食事業ということで、この中の賄い材料費が1億2,800万円と非常に高いんですけども、小・中学校ですと給食センターがございまして賄いでも入札とかなんかをやっていると思うんですけども、保育園といいますと各園が調理するというので、入札

をやってみえるのか、例えば地元の業者で賄っているのか、その辺のところ
がちよっとわからんもんですからお聞きしたい。

○子育て支援課長 日常、保育園で給食に提供している生鮮食料品につきましては、
保育園の近隣の八百屋さんと契約をしております、直接納品をして
いただくということで、実勢価格による納品ということで、各園が単価契
約等を結んでいる生鮮食料品以外の油だとかそういったものはございますが、
ほとんどは入札等は実施いたしておりません。

○伊藤委員 その選ぶというのは、子育て支援課で業者も選定してみえる
ということでしょうか。

○子育て支援課長 各園、古くから近隣の八百さんが営業していらっしや
いますので、その御縁で、この園ではこの八百さんからの納入とい
うことでお願いをしている状況でございます。

○委員長 ちょっと1点だけ、89ページに子育て支援課で実費徴収金があり
ますよね。これは主食代の実費徴収金ですけど、1,299万8,873円で、直接市
の財政の中に入るようになってよかったんですけど、その下、保育園職員徴
収金、これは実費徴収金というよりは、保育園の先生方の食事代とい
うことで理解していいのか。それでない、こっちのほうが金額が大きいも
んだからあれと思ったんだけど、1食当たり幾らでされているのか。

○子育て支援課長 この保育園職員徴収金につきましては、今、委員長が言
われるとおり、保育園で保育士、調理員等従事している職員の分の給食代
でございます。なので、上は主食代ですが、下は副食費も含めた全体の費用
でございます。主食代は1カ月930円を徴収して、副食代は1カ月3,500円です。

○委員長 よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課につ
いて審査をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後4時20分 休 憩

午後4時20分 開 議

○委員長 再開をいたします。

高齢者生きがい課から答弁の訂正があるようですのでお願いします。

- 高齢者生きがい課長　先ほどの森委員長からの質問で答弁の訂正がございますので、ちょっとお時間をいただきますので申しわけございません。

決算書の171ページの中段にありました生活支援通所事業の老人ホームと福祉センターのデイサービスの利用者の数を御質問がありましたが、私が答えた数字は平成26年度の数字でございましたので、平成27年度の数字をお伝えしますと、老人ホーム分が26名、福祉センター分が23名ということで訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

- 委員長　暫時休憩いたします。

午後 4 時 21 分　　休　憩

午後 4 時 21 分　　開　議

- 委員長　それでは再開をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは御説明いたします。

決算書の64ページ、65ページの上段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

12款 1 項 2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料のうち、福祉課所管の心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）初め 6 件でございます。

2 枚はねていただきまして68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

12款 2 項 2 目民生手数料、1 節社会福祉手数料のうち、福祉課所管の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

はねていただきまして70ページ、71ページの中段やや上をお願いいたします。

13款 1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金初め 4 件でございます。続きまして、少し下になります 3 節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金初め 9 件でございます。

はねていただきまして72ページ、73ページの上段をお願いいたします。

13款 2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

続きまして、少し下の3節生活保護費補助金の生活保護費補助金初め4件で
ございます。

同じページ下段をお願いいたします。

13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の
特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。続きまして、少し下にな
ります2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

2枚はねていただきまして76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管
の障害者自立支援給付費負担金初め3件でございます。続きまして、少し下
の3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

同じページ下段をお願いいたします。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特
別障害者手当等支給費補助金初め6件でございます。はねていただきまして
78ページ、79ページの上段をお願いいたします。3節生活保護費補助金の住
宅支援給付事業費補助金でございます。

はねていただきまして80ページ、81ページの中段やや上をお願いいたしま
す。

14款3項2目民生費委託金、2節生活保護費委託金のホームレス実態調査
交付金でございます。

2枚はねていただきまして84ページ、85ページの中段やや上をお願いいた
します。

16款1項2目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

2枚はねていただきまして88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節電話料収入のうち、福祉課所管の電話使用料（学
習等供用施設）でございます。はねていただきまして90ページ、91ページの
上段をお願いします。12節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利
用料初め7件でございます。

はねていただきまして92ページ、93ページの中段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の平成26年
度分障害児通所給付事業費国庫負担金精算金初め4件でございます。

歳入は以上でございます。

次に、福祉課所管の歳出でございます。

174ページ、175ページの中段をお願いいたします。

174ページ、175ページの中段から182ページ、183ページの下段まで、3款1項2目障害者福祉費でございます。

続きまして188ページ、189ページの下段をお願いいたします。

188ページ、189ページの下段から192ページ、193ページの中段までが3款1項4目福祉活動費でございます。

続きまして216ページ、217ページの上段をお願いいたします。

216ページ、217ページの上段から218ページ、219ページの下段までが3款3項1目生活保護費でございます。

続きまして、同じページの下段から、はねていただきまして220ページ、221ページの最上段までが3款4項1目被災者支援費でございます。

歳出は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　民生委員のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、191ページ、成果報告書でも152ページとか201ページにも出てくるんですけど、民生委員のことにたくさん出てくるんですけれども、私は民生委員さんのなり手がいないということでいろいろちょっとお聞きしているんですけれども、191ページの中段のちょっと下、民生委員事業ということで、民生委員の謝礼もここに176万6,400円とあるんですけれども、こうした中で、民生委員の現在の人数とか、例えば任期とか、あと年齢ですね、何歳の方が上限とかいろいろあると思うんですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　民生委員・児童委員の人数についてお答えをさせていただきます。民生委員・児童委員の方の人数につきましてですけれども、江南市は133人がお見えになります。それから、この民生委員・児童委員さんを補助する形で主任児童委員という方がおられます。こち

らが12名おられます。合計145名の方がおられるということでございます。

それから年齢でございますけれども、民生委員・児童委員の方は一応75歳が定年ということになっております。それから主任児童委員の方については55歳が定年という形になっております。以上でございます。

○伊藤委員　　民生委員の方は大体どのくらいの謝礼の額をもらってみえるのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　謝礼の額でございますけれども、民生委員の協議会は6地区に分かれておりまして、その各地区に会長さんがお見えになります。この会長さんにつきましては2万1,600円、それからもう1つ、副会長さんがお見えになります。副会長さんにつきましては1万4,400円、その他の方につきましては1万2,000円という謝礼をお支払いしておるということでございます。

○伊藤委員　　189ページの最下段、保護司のこともちょっとお聞きしたいんですけれども、保護司会補助事業ということで事業としてあるんですけれども、現在、保護司の方が何人見えるかとか、例えば保護司の最高人数とか定員とか、そういうのはあるわけでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　191ページ最上段で保護司会補助金ということで43万2,000円を支出しております。この積算でございますけれども、現在、江南市に保護司さんが24人お見えになります。1人当たり1万8,000円ということで、この43万2,000円を支出しております。

それから定員ということでございますけれども、現在、江南市の定員は31名と聞いておりますので、人数は足りていないという状況でございます。

○伊藤委員　　足りてないというと、やはりそれだけ人数が要ということなんですけれども、保護司さんの選考というか、お願いするとか、そういうのはどういった形でお願いしてみえますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　保護司の選任ということでございますけれども、現在の現役の保護司さんからの紹介であったり、それから各地区のほうでこの方をどうだというようなケースもございます。いろんな方面で足りない状況でございますので、保護司になっていただける方について探しておるという状況でございます。

- 伊藤委員 221ページが一番最上段、災害見舞金が6万円とあるんですけども、こういった形で見舞金を出されたか、その内容だけちょっとお聞かせ願いたいです。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 災害見舞金に関しましては、江南市災害見舞金支給要綱というのを定めております。見舞金の金額につきましては、火災による全焼、風水害による全壊が5万円。火災による半焼、風水害による半壊、それから水害による床上浸水が3万円ということでございます。
- 221ページ最上段で6万円を支出しておりますけれども、平成27年の夏の時期になります、7月下旬と8月上旬だったかと思えます。火災による半焼が2件ございまして、見舞金を2件支出したということでございます。
- 委員長 177ページに地域生活支援事業ということで、手話通訳者の謝礼40万1,232円があるんですけど、福祉課の窓口で決まった日にやっていただいたりしているかと思うんですけど、その方の謝礼ですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 福祉課の窓口において設置をしております手話通訳者、月曜日と金曜日は午前、火曜日と木曜日は午後という形で配置をしておりますけれども、こちらのほうの賃金については、その上の7番の賃金、臨時職員等賃金、これがその賃金でございます。
- お尋ねの報償費にあります手話通訳者の謝礼といいますのは、手話通訳者派遣事業という事業がございまして、聴覚障害の方が外出をされる場合に、外出先で通訳がどうしても必要になります。ここへ手話通訳者の方を派遣いたしまして、その通訳の方に払う謝礼でございます。
- 委員長 それにしても、半日ずつでも週に4日あるわけですよ。それで83万円、今、2人の方が交代で来ていただいているかと思うんですけども、安いなと思ったんですが、どういう根拠というか、例えば時間当たりとか、半日当たりとか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 人事のほうの職員の給与規定に基づきまして、パート職員の賃金で時間1,000円ということでございます。
- 委員長 本当に特別な技能、力を持った方ですので、その辺のところもちょっと考慮してやらないと申しわけないなという思いですね、拘束されてみえるわけですので。

○野下委員　確認をさせていただきたいと思います。私が聞きたいのは、主要施策の成果報告書のほうなんですけれども、149ページのところに表がありまして、この中に生活保護事業というのが上から2段目にあります。決算書でもかなり扶助費が、扶助費だけで見ると9億2,000万円ぐらいになっているんですね。評価結果でニーズが非常に高いんですが、今後の市の方向性で、当然これは継続をしていくんでしょうけど、さっきとちょっと同様なんですけど、投入資源については減額という今後の方向性を持ってみえるところの表だと思いますけど、この辺の考えはどういうふうなのかちょっと教えていただけますか。当然ニーズは高いんで普通は多くなっていく可能性が高いんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護の受給世帯は今でも少しずつふえ続けておるという状況でございます。就労支援であるとか、それから医療の関係に関してはジェネリックを使ってくださいというようなことを指定薬局なんかにもお願いをさせていただいておるといところで、そういった事業を行いまして保護費に関しては抑制に努めてまいりたいと考えておりますけれども、やはり高齢者世帯を中心に少しずつ伸びておるとい状況ではございますので、今後その事業費の動向については精査をしながら、場合によっては今後補正をお願いするようなこともあるかもしれませんけれども、動向を見守ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○野下委員　生活保護に至らないような、あと、そこから抜け出していただいて自立ができるような方向性を持っていらっしゃるということで、下向きの投入資源という形だというふうに理解させてもらっておりますけれども、そのずうっと下の7番の生活保護受給者就労支援事業というのがあります。これは非常に、どこかで一般質問かなんかもあったかもわかりませんが、牧野さんだったのかな、ちょっと覚えていませんが、非常にこれは大切なんですけど難しい部分があると思うんですよね。だから、これに力を入れていくという方向性の矢印だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護受給者就労支援事業でございますけれども、一般質問のほうで牧野議員の御質問にもございましたが、平成27年は就労支援対象者が44名お見えになったといところでございます。

そのうち、就労をされた方が10名、就労によって保護が廃止となった方が2名お見えになります。今後とも、保護費の削減という観点からも、それから早期の自立を図るという観点からも大切な事業だと考えておりますので、今後とも力を入れていきたいと思っております。

○伊藤委員　もう1つだけお願いします。主要施策成果報告書の178ページ、基幹相談事業、この中で相談件数が結構目標値を上回って実績値があるんですけども、私は議案質疑も1度させていただいたんですけども、実際、地域情報センターで障害者の方が本当に親身に相談をされているということをちょっとお聞きして、平成27年度の実績にそれが入っているのか。入っていなかったら、その相談件数がもしわかってみえたら教えてほしいんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　お尋ねの障害者の当事者による相談事業、ピアカウンセリングと申しますが、これは実は平成28年4月から始めさせていただいた事業でございますので、今回この資料の相談件数というところには入っておりませんが、現在でも月に1回2時間のスパンで、1時間ずつでスパンを切っておりますので、1回当たり2件の相談が入るという状況でございますけれども、現在のところまで順調に相談の予約というものが埋まっておるといことでございます。

○伊藤委員　そうしたら、来年のこの相談事業の相談件数にはそれが載ってくるということですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　はい、こちらの事業の相談件数として載せていきたいと考えております。

○伊藤委員　提案なんですけれども、この活動指標の中で相談件数としては漠々とあるんですけども、本当に障害者の方の相談に乗った件数というのは別に指標名をつくって、そこに載せていってほしいなというふうに私は思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時44分 休 憩

午後 4 時45分 開 議

○委員長 それでは再開をいたします。

まだ質疑が残っておりますけれども、定刻も間近でございますので、本日の委員会はこの程度にとどめ、あす16日午前10時から委員会を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時45分 散 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 森 ケイ子

厚生文教副委員長 東 猴 史 紘